

## 平成21年第1回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成21年3月3日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 6時00分

## ◎出席議員（19名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
12番	大野曄君	13番	平山進君
14番	水上正治君	15番	小森幸雄君
16番	平塚英教君	17番	中山五男君
18番	樋山隆四郎君	19番	滝田志孝君
20番	高田悦男君		

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	石川英雄君
教育長	池澤進君
会計管理者兼会計課長	斎藤雅男君
参事兼福祉事務所長	零正俊君
参事兼都市建設課長	池尻昭一君
総合政策課長	国井豊君
総務課長	木村喜一君
税務課長	高野悟君
市民課長	鈴木敏造君
健康福祉課長	斎藤照雄君
こども課長	堀江久雄君
農政課長	中山博君

商工観光課長	平 山 孝 夫 君
環境課長	両 方 恒 雄 君
上下水道課長	荻野目 茂 君
学校教育課長	駒 場 不 二 夫 君
生涯学習課長	鈴 木 傑 君

◎事務局職員出席者

事務局長	田 中 順 一
書 記	藤 田 元 子
書 記	佐 藤 博 樹

## ○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 2 1 号 那須烏山市介護従事者処遇改善臨時特例基金設置及び管理条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 2 2 号 那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 2 3 号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 2 4 号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 2 5 号 那須烏山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 0 議案第 2 6 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 1 議案第 2 7 号 那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 2 議案第 2 8 号 那須烏山市手数料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 3 議案第 2 9 号 那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 4 議案第 3 0 号 那須烏山市災害見舞金支給条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 5 議案第 3 1 号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 6 議案第 3 2 号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 7 議案第 3 3 号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について（市長提出）

- 日程 第18 議案第34号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第19 議案第35号 那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第20 議案第36号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について（市長提出）
- 日程 第21 議案第37号 二宮町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について（市長提出）
- 日程 第22 議案第38号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第23 議案第39号 市有財産の譲渡について（市長提出）
- 日程 第24 議案第11号 平成20年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第25 議案第12号 平成20年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第26 議案第13号 平成20年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第27 議案第14号 平成20年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第28 議案第15号 平成20年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第29 議案第16号 平成20年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第30 議案第17号 平成20年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第31 議案第18号 平成20年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第32 議案第19号 平成20年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第33 議案第20号 平成20年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3

- 号) について (市長提出)
- 日程 第34 議案第 1号 平成21年度那須烏山市一般会計予算について (市長提出)
- 日程 第35 議案第 2号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第36 議案第 3号 平成21年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第37 議案第 4号 平成21年度那須烏山市老人保健特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第38 議案第 5号 平成21年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第39 議案第 6号 平成21年度那須烏山市介護保険特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第40 議案第 7号 平成21年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第41 議案第 8号 平成21年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第42 議案第 9号 平成21年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第43 議案第10号 平成21年度那須烏山市水道事業会計予算について (市長提出)
- 日程 第44 付託第 1号 請願書等の付託について (議長提出)

#### ○追加議事日程

- 追加日程 第 1 追加議案第 1号 那須烏山市ふれあい交流体験館 (本館加工体験施設) の指定管理者の指定について (市長提出)
- 追加日程 第 2 追加議案第 2号 那須烏山市ふれあい交流体験館 (ビニールハウス/ブルーベリー園) の指定管理者の指定について (市長提出)

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（水上正治君） 改めておはようございます。ただいま出席している議員は19名です。定足数に達しておりますので、平成21年第1回那須烏山市議会定例会、平成20年度は最後の定例会ということになりますけれども、開会したいと思います。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めていますのでご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る2月23日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

---

◎市長あいさつ

○議長（水上正治君） ここで、市長のあいさつ並びに行政報告を求めます。  
市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成21年第1回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位にありましては、大変ご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、ことしの冬は暖冬でありまして、例年になく梅の開花も早く、まさに地球温暖化現象を実感するところがございます。オーストラリアを初め世界各地で干ばつが相次ぎ、食糧不足が懸念される旨の報道がなされておりますが、本市におきましても田植え時期や夏の異常気象が心配をされるところがございます。

さて、合併をいたしまして3年と5カ月、本年度は市の総合計画前期基本計画の初年度といたしまして事務事業を推進してまいりました。昨年秋以降の世界経済不況は我が国にも深刻な影響を及ぼし、本市におきましても製造業を中心に企業進出凍結や雇用情勢の悪化、買い控えによる商店の売り上げの落ち込みなど、地域経済に深刻な影響が出始めております。

市といたしましても、緊急経済対策といたしまして、12月補正により温かい灯油券の配付などを実施をしたところがございますが、今後ご審議をいただきます平成21年度予算におきましても、引き続き緊急経済対策事業を行ってまいり所存であります。

第2期地方分権改革につきましては、国の地方分権改革検討委員会において昨年12月8日

に義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大、国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大を骨子とする第2次勧告が出されました。この春には分権型社会に向けた税財政構造の構築等を柱とする第3次勧告が出される予定になっております。

栃木県においても、既に県と市、町が合同で委員会を立ち上げ、その対応について検討しておりますが、この問題、大変重要な問題でございますので、平成21年度にありましても、さらに検討を重ね、新時代にふさわしい地方自治の確立に向け努力をしてまいりたいと考えております。

行政報告を1件申し上げます。去る2月12日、官報告示により長者ヶ平遺跡が、さくら市の一部も含め正式に国史跡として指定されました。名称は長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡であります。今後はその保存活用について検討することとし、まず、内部の委員会を過日立ち上げたところであります。明るい話題としてご報告をさせていただきたいと思っております。

さて、今期定例会は報告案件2件、条例の制定2件、条例の一部改正を13件、議案24件、計39議案及び追加議案2件を上程させていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます、定例会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（水上正治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（水上正治君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

19番 滝田 志孝君

20番 高田 悦男君を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（水上正治君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月17日までの15日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から15日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力願います。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（水上正治君） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。  
なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認めた場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

専決処分の内容は、平成20年11月14日午前9時10分ごろ、那須烏山市鴻野山地内の市道小白井鴻野山線上において、個人の運転する車両が前方から来た車を避けるため、一時停止しようとする市道の側溝に車を寄せた際、当該側溝のふたが規格外であったために、車重に耐えきれず落下をし、当該車両に損害を与えてしまったものであります。

なお、損害賠償額は車両の修理費用でございまして、総額27万3,611円を支払うことで和解が成立をいたしましたのでご報告をいたすものであります。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件でありませんが、この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 市道の構造部中、その破損に伴う個人所有の車の故障ということではありますが、こういうような案件はどこでも発生しかねない案件かなというふうに思われるんですけども、実際いわゆる市道関係の安全点検というものはなされているのかどうか。危険箇所のマップなんかはつくられているのかどうか。

あと、この補償に関する保険関係はどんなふうになっているのか。その辺も説明いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） お答え申し上げます。

この市道の安全点検についてでございますけれども、私ども職員、また市の職員なり、また地域の方等の連絡を受けて速やかに対処するというのが現状でございます。私のほうでも巡回

しておりますので、そのとき気がついたときは速やかに手当を施すという内容で対応しております。一番大きな問題としては、今回は側溝のところに落ちてしまったんですけれども、路面の穴があいているのが大変多いんですね。これについては大変注意を払いながら対応しているところでございます。ぜひ情報がありましたらご協力を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 今回の損害にかかる補償関係でございますが、市のほうで入っております町村会の保険ですべて対応させていただいております。

○議長（水上正治君） 15番小森幸雄君。

○15番（小森幸雄君） 参考までにお聞きしたいんですが、市道における損害賠償ということでがい板のふたが規格に合っていないくて重みに耐えきれなくて車が落ちて、それを損傷したという説明であります。市道に至るところにあります。がい板がない側溝にもし車を落とした場合、それらもやはりこの損害賠償の対象になるのでしょうか。

といいますのは、あっても、その自重に耐えられなくて落ちたということはないに等しいと思うんです。そういう事例の場合は、やはりこれと同じような対応がされるのかどうか。参考をお願いいたします。

○議長（水上正治君） 都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） お答え申し上げます。

側溝のふたがあるということは対外的に見て安全を確保されているのかなということで、運転手も寄ってくるのかなと。ご質問の側溝にふたがない場合、これについては、あいていますのでだれが見ても危険なり、車が落ちるといふ予測ができますので、その辺は保険の対象になるかどうか具体的な事例案件に基づいて、その都度検討をいただくというような対処になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 15番小森幸雄君。

○15番（小森幸雄君） そういう事例がもしあった場合、やはりこれはケース・バイ・ケースで対応すると思うんですが、側溝のふたがあっても、そこへ落ちことしちゃった、今回は。そういうことですから、ないと同じだと私は思うんです。十分な側溝ならば落ちないわけでしょう。だから、十分でなかったということは、ないと同じなのかなというふうに思ったものです。お聞きしたわけですが、つくったときにありますよね、その側溝の大きさによって何トンまで支えられるとか何とかという規定があるんでしょう。そういうのに耐えられるぐらいのがい板をつけて、またないところには調査をして自重に耐えられるがい板をつくっ

ておけば、こういうふうな事故は防げるんだらうと思いますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

○議長（水上正治君） 都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） 大変ありがとうございます。お金もかかることなものでから、そして従前の側溝ですとふたが入らないような構造とかいろいろなタイプの構造がありますので、そうすると布設替とかいうことになります。ですから、引き続き安全については配慮をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

定例会のたびに専決処分の報告があるんですが、合併して3年と半年が過ぎようとしているんですが、この事故というのは合併前より増えているのかどうか。ここ3年で年間どのくらいあるのか。トータル的にはどうなのか。

あともう1点は、この事務処理ですね。保険でやるからいいんだということで安易に、被害者、加害者とがいるんですが、その意識がどうなっているのか。加害者、事故を起こした当の本人はその事故に対して報告だけなのか。全くその重大さというか、お金が5万円、2万円じゃなくてそういう意識を当事者に与えるということをやっているのかどうか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 件数につきましては後刻報告申し上げたいと思いますが、今回の事例は全く民間の方の道路の管理に瑕疵があったということで、多分これは合併後初めてだと思います。

職員の事故につきましては、朝礼等、課長会議等で交通安全に気をつけるというように喚起してございます。いずれにいたしましても、始業点検、車に乗る際の安全点検をして安全運転するように、そういったことは引き続き指導してまいりたいと思っております。

○議長（水上正治君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 小さい事故でもやはりその当事者に責任というか、保険で直ればいいんだという感覚じゃなく、本来ならば一番大切なのはその自覚だと私は思っているんですが、そういう方向で意識を高めるということをやりたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 当然ものを壊してお金がかかるわけでございますので、その費用の意識と申しますか、お金の大切さというものは引き続き喚起してまいりたいと思います。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） この報告なんですけど、側溝のふたが壊れた、コンクリート製のふただとは思いますが、対象車両の大きさ等わかればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 車種は日産グロリアでございます。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） そうしますと、相当重量が重いということですね。先ほど先輩議員から話がありましたように、やはり市内、そういう老朽化した側溝のふたが相当あると思いますので、安全点検をしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） ほかにありませんか。

20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 関連して質問したいと思います。

この請求にかかる件は、車両保険に入っている該当の保険会社からの請求なのか。あるいは個人的な請求なのか、まずその点をお聞きします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 今回の保険の請求にあたりましては、指導管理しております市のほうの責任ということで、市が入っております保険のほうで保険請求いたしまして全額対応しているという状況でございます。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 請求にかかる部分がどちらかということなんです。保険会社かあるいは個人かということで。例えば個人が直接総務課へ来て申告したのかどうか。その辺を聞きたかったんです。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） その確認をした段階で個人のほうで修理工場のほうに車を持ち込みましたので、修理工場のほうからの修理額をお伺いして保険を請求したところでございませぬけれども、請求の手続は市のほうで行っております。

○議長（水上正治君） 休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（水上正治君） 再開いたします。

20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） そうすると、その辺に妥当性があるかどうかというのが、これから難しいところがあるんじゃないかなと思うんですよ。例えば個人的に、ほんとうにあそこで落ちたんだと、証拠もあるというふうに示されたら、もうそれは賠償の対象にするのかどうか。難しい判断ですけど、その辺の見解をお願いします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） この事故の際に事故の報告がございましたので、現場のほうを確認いたしまして、ふたのサイズが合わないというようなことで確認できましたので、市のほうに責任があるという判断のもとに、市のほうの入っている保険を対象としまして請求したという経緯でございます。

○20番（高田悦男君） 了解。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） ただいまの高田議員の質問とちょっと関連するようなところがあるんですが、損害賠償額の27万3,611円、これは1修理工場の見積額でよろしいのかどうか。これはみんな公金から結果的に出るようなものですよ。それは保険会社からの支払いになるかもしれませんが、もとをたせば町からの公金が保険金として出ている。また、こういった事故を起こせば、次の年度の負担率も高くなるはずですよ。でありますから、この損害賠償額が合い見積もりのものをこれからとるべきではないかなと感じておりますので、今後としてはそう取り計らうべきではないかと思っています。

それと、個人も自損事故についての賠償保険もありますね。そうしますと、例えばこの方が入っていたかどうかわかりませんが、市のほうからも賠償額が全額出る。また、自分が既に入っている自損事故のほうからもこれの相当額の保険金が支払われるということになりますと、何ともどうも私たちにしますと、ちょっと理解のしがたいところもあるんですが、今の保険上はそれでもやむを得ないのかもしれませんが、そんなところも感じています。

以上です。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 合い見積もりをというようなお話でございますけれども、事故に遭った方からしますと、かかりつけの医者といいますか、かかりつけの修理工場をお願いしている部分があるかと思っておりますので、結果的にはその事故に遭った方の通常修理をお願いしている会社のほうをお願いしているというのが一般的で、その見積もりをいただいているのが基本でございます。

それから、二重請求のおそれということでございますけれども、その辺についての確認は現

実的にはとっておりません。

○17番（中山五男君） 結構です。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、報告第1号 専決処分の報告については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号については、報告のとおり承認することといたします。

---

#### ◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（水上正治君） 日程第4 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

専決処分の内容は、平成20年12月22日午前8時ごろ、那須烏山市中央1丁目地内の市消防団車庫内で、同車庫を共同利用している南那須広域行政事務組合烏山消防署所有の特殊工作車両が格納中であつたところへ、市消防団車両が当日朝に発生した建物火災の消火活動終了後に、当該共有車庫に車庫入れしようとバックをした際、過って接触をし、当該特殊工作車両の右側前方付近に損害を与えてしまったものであります。

なお、損害賠償額は車両の修理費用でありまして、総額2万7,825円を支払うことで和解が成立をいたしましたので報告をいたすものであります。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。この際質疑があればこれを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、報告第2号 専決処分の報告については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号については、報告のとおり承認することといたします。

---

◎日程第5 議案第21号 那須烏山市介護従事者処遇改善臨時特例基金設置及び  
管理条例の制定について

○議長（水上正治君） 日程第5 議案第21号 那須烏山市介護従事者処遇改善臨時特例  
基金設置及び管理条例の制定についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第21号につきまして、提案理由の  
説明を申し上げます。

今回の条例の制定は、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴う保険料の  
上昇を抑制するために必要な経費及び第1号被保険者に対する周知に必要な経費として、国か  
ら交付される交付金を基金として造成するため制定をするものであります。

当該基金は平成20年度中に造成し、造成した基金を取り崩すときは介護給付費及び予防給  
付に要する費用に充てるため、介護保険特別会計に繰り入れることとなります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまし  
て、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それでは、ただいまの議案第21号の補足説明をさせてい  
たいただきます。

那須烏山市介護従事者処遇改善臨時特例基金設置及び管理条例の制定につきましては、第  
4期介護保険事業計画期間中の保険料設定にあたりまして、介護従事者の処遇向上を図るため、  
介護報酬単価が約3%程度アップされることになりました。

このことに伴いまして、保険料の上昇について国は被保険者、いわゆる65歳以上の被保険  
者の方の保険料負担の軽減を図るため、平成20年度中に介護従事者処遇改善特例交付金の交  
付を予定しております。このことに伴い、今回、基金条例を制定し、受け入れをするものでご

ざいます。

まず、主な内容について説明いたしますと、第3条につきましては、基金の積み立ては国からの交付金とその運用益のみを積み立てることとなっております。

次に、第7条の基金の処分につきましては、介護保険特別会計に繰り入れをし、保険料の軽減及び広報啓発等の費用に充てることとなります。

また、この基金は第4期介護保険事業計画期間中の保険料軽減の措置であるため、附則第2項のとおり、平成24年3月31日をもちまして失効するものであります。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 議案第21号なんですが、2点ほど質問したいと思うんですが、まず、1点は、これは平成24年までの時限立法かと思うんですが、残額があったとき、一般会計に予算し、国庫に納付する。こういうものに残額が出るものかどうか、まずそれが1点。

それと、管理の面で第4条の第2項、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができる。そういう考え方をしているのかどうか。その2点をお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 現在は平成21年から平成23年度までの計画期間についての計画を立てておりまして、あくまで予測でございますので、若干大目には見積もっておりますが、幾らかの残金が出るのかなと考えております。その場合にはここにありますように国のほうにお返しをするということになりますが、その額はある程度期間が過ぎてみないと、はっきりしたことは申し上げられません。

それから、運用につきましては期間が短いということもありまして、金額も約1,500万円ちょっとでございますので、基金を運用しております会計課のほうの運用にお任せしたいと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 滝田議員に申し上げたいんですが、この条例は文教福祉常任委員会に付託するんです。ですから、詳しいことはそちらでお願いできればというふうに思うんですが。

○19番（滝田志孝君） 了解。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第21号につきましては、文教福祉常任委員会に

付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第6 議案第22号 那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（水上正治君） 日程第6 議案第22号 那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本市の誘致企業等に関する優遇措置につきましては、平成18年9月議会定例会において可決、ご決定をいただきまして、那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例を制定をして、平成20年度から当該誘致企業に立地奨励金を交付することになっております。

また、国におきましては、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自立発展の基盤の強化を図るため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が平成19年6月11日に制定をされたところでございます。この企業立地促進法の制定を受け、栃木県においては、日光市を除く13市17町を対象とした自動車及び航空宇宙産業を集積業種区域と定め、平成20年6月16日に国から区域指定の同意を得たところであります。

つきましては、企業立地促進法による栃木県として区域指定の同意を得たことにより、各市町においては条例を制定し、固定資産税の課税免除を実施した場合には、3年間免除した税額の75%が普通交付税措置され、基本財政収入額に算入されることとなります。これら国の優遇措置を受けるため、本条例を制定するものであります。

詳細につきましては、税務課長、商工観光課長に説明をさせますので、慎重なご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

きます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） 議案第22号の条例の制定につきまして、ただいま市長が提案理由を申し上げましたが、私からその詳細説明を申し上げます。

市長の提案理由と一部重複する点がございますが、私からは条例制定の目的、特に企業立地法との関連、この条例の骨子、県内の条例制定の状況等をご説明いたします。

最初に条例制定の目的でございますが、平成18年9月に制定いたしました那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例、今年度初めて補助金を交付する予定でございますが、この条例による補助金は市の自主財源から交付しますので、市の財政負担が大きいところでございます。

この市独自の条例制定後の平成19年6月に地域経済の自立的発展の基盤の強化等を図ることを目的とした企業立地促進法が制定されました。この企業立地促進法の中で、目的を達成する支援策の1つとしまして、固定資産税の課税免除を行った場合は、減収補てん措置として免除額の75%の交付税措置がなされると規定されておりますので、今回、本条例を制定するものでございます。

この法律により支援策を実施する上での手順といたしまして、1つといたしまして、企業立地に関する総合的な指針、計画を国が策定すること。2つ目といたしまして、本法を適用する区域や産業種別を県または市町が定め、国の同意を得ること。3つ目といたしまして、立地する企業が立地の時期、施設または設備の内訳等につきまして計画し、県に申請することなどとなっております。

2つ目の大きな条例の骨子、要件といたしまして、1つ目として対象業種でございますが、本県及び本市につきましては平成20年6月に国から同意を受けました自動車、航空宇宙産業にかかるもののうち、製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所の6業種になります。また、対象固定資産は土地、家屋、減価償却資産ですが、土地は建物の底地のみとなり、減価償却資産は家屋の付属物だけとなります。3つ目といたしまして、対象投資額は対象固定資産の取得額が2億円以上となります。

次に大きな3番目といたしまして、県内の制定状況でございますが、平成17年度から平成19年度の財政力指数が0.67に満たない市町が措置要件となりますので、県内では9市町のみが該当となります。該当9市町の中では、現在、条例策定等の具体的な動きはありませんが、日光市だけは独自の基本計画を作成しておりまして、課税免除条例を制定済みでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 税務課長高野 悟君。

○税務課長（高野 悟君） 続きまして条例の内容についてご説明申し上げます。

ただいま市長の提案理由及び商工観光課長から詳細な説明がありましたので、要点のみの説明とさせていただきます。

第2条で今回の企業立地促進法による固定資産税の課税免除は、県が国から基本計画の同意を得ました平成20年、昨年6月16日から平成25年6月15日まで、つまり5年以内に企業立地計画に従って対象となる施設を設置した事業に対しまして、その対象施設の用に供する家屋、構築物またはこれらの敷地であります土地に課税される固定資産税の課税を3年間免除するというものであります。

第3条では、その要件を家屋構築物は対象施設の用に供する部分に限る。また、これらの敷地である土地については平成20年6月16日以降に取得した土地でありまして、取得の翌日から1年以内に対象施設の工事等に着手した場合に限ると定めております。

第5条では課税免除取り消しの規定も設けているところです。課税免除の承継につきましては第6条で、承継を受けた事業者が引き続き対象施設を事業の用に供していると認める場合に限ると規定しております。

最後になりますが、施行期日であります、附則で公布の日から施行する。平成21年度の固定資産税から適用するものとしておりまして、昨年6月16日以降承認を得まして、昨年12月末までに対象施設を設置した場合には、平成21年度から適用になるというわけでございます。

以上で条例の説明を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 市の条例で出すものは自主財源等で交付している。今度の国の企業立地促進法でこの原資補てん措置として、その分の75%を交付税算入を受けるということですが、昨年6月16日以降ということですが、12月までに平成21年度からの適用を受ける案件があったのかどうか。その中身について、あるいは平成21年度以降も計画されているものがあれば、予測されるものがあれば報告いただきたいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。対象になるものはあるのかないのか。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） この企業立地奨励金の交付予定でございますが、本年度は

1,791万3,000円の予定でございます。また、平成21年度につきましても、金額的にはまだ精査しておりませんが、2年目、3年目ということで予定しております。失礼いたしました。この条例に該当する奨励金につきましては、今回はあくまでも2億円以上ということでございますので、現在のところは該当する予定はございません。

以上でございます。

○16番（平塚英教君） わかりました。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） これは国のほうの関連ですが、取得してから1年という期間では難しいんじゃないの。確認申請をやって2億円からの工事をするのではそう簡単におりないよ。その辺はどういうふうを考えていたんですか。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） 取得してから1年というのは土地でございます、家屋につきましては1年という制約はございません。あくまでも土地につきましては、ただいま申し上げましたように1年以内ということでございますので、この状況でございますので、取得は先行的に取得して家屋をすぐに造成するというのはなかなか厳しい状況ではございますが、あくまでもこの条例につきましては、先ほど申し上げましたように取得して家屋をすぐに建てていただく。いわゆる投資額に対しての課税免除という考えでございますから。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今の説明では、土地を買えばいいわけですか、企業として。建物はすぐ建てなくても、それでも課税は免除される。そういう理解でいいんですか。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） 先ほども申しましたように、土地を買って家屋を建てる。いろいろな計画をまず県のほうに出すということですので、その計画の承認がされないと課税免除にならないということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） そうすると、今度みたいに途中で計画が変更、凍結、課税は免除しちゃった。建物をつくるための土地は取得した。計画も出して承認もおりた。しかし、こういう経済状況でこの計画を断念せざるを得ないとなった場合には、減免した分は返してもらえるんですか。

そうすると当然減免してやるわけでしょう。

○議長（水上正治君） 商工課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） ですから、あくまでもその計画どおりやられた場合において、その次の年の固定資産税、1月1日現在、それによってあくまでも課税免除するというところでございますから、計画を断念して変更になった場合はあくまでも課税はするという事になります。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 税務課長高野 悟君。

○税務課長（高野 悟君） 課税免除の関係ですので、私のほうからもつけ加えさせていただきます。今のお話ですね、土地を買って1年以内にできなかった場合ということですが、これは今、平山課長からありましたように課税免除にはなりません。なりませんけれども、1年過ぎてしまって、こういった対象施設をつくった場合、それはその対象施設のほうで課税免除の対象になるというふうにご理解いただきたいと思います。土地については買ってから1年以内に工事等に着手しないと、土地にかかる部分の固定資産税は課税免除になりませんが、対象施設のほう、家屋とか構築物とか、そういった部分については課税免除になるということでございます。着手が1年を過ぎてしまうと底地のほうは課税免除にならないということです。

○議長（水上正治君） 休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時52分

○議長（水上正治君） 再開いたします。

19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） ただいまの議案なんですが、話は大体わかったようなつもりでいるんですが、そういう中で、これは市の自主財源だということでありますので、ある程度弾力性を持ってやることはできないのかどうか。そうしないと、企業誘致と言いながらも、実際はなかなか誘致ができないのではないかと思うんですが、そこら辺のところは市長はどのようにお考えかをお伺いするものであります。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 既に先ほど提案理由でも説明を申し上げましたとおり、平成18年度において企業誘致条例を那須烏山市で、これに先んじて条例を制定をさせていただいておまして、これについては平成20年度からその奨励金が発生するという仕組みでございます。加えて、促進法に基づく国策に基づく条例制定というふうにご理解いただきたいと思ひますし、

したがいまして、本市の企業誘致条例については柔軟に対応するということが原則でございますが、この法律に基づくものは国策にのっとってやらざるを得ないわけでございますので、その辺のところのすみ分けはご理解いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。そういう中で、実際やはり柔軟性を持ってやっていただかないと、時代も時間も企業も生き物ですから、そのときそのときの変化、今回みたいな不景気になったときは1年というのはなかなか難しい期間なのかなと思っておりますので、ぜひともそういうものについては今、市長が言ったようにそれなりの対処をするということでやっていただければと思っておりますので、それがひいてはこの那須烏山市の企業誘致になり、税収の増えるところかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） こういうふうにご理解いただきたいと思っております。今、市長がお答えしたように、平成18年にできました条例は固定資産税相当額を3年間奨励金で出しますよという話でございます。今度の条例は、航空宇宙産業関係、自動車関連産業、投資した場合の土地と建物、償却資産といったものが2億円以上の場合には、国から交付税として75%を見ただけですよというふうにご理解いただきたいと思っております。

いずれにいたしても、こちらから漏れれば市の条例で当然固定資産税相当額の奨励金を出すということになりますので、この条例化は逆に言うと交付税を75%いただけるような条例だと思っております。ご理解いただければ、それがよろしいのではないかなと思っております。

○19番（滝田志孝君） 了解です。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第22号につきましては、総務企画常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号については、総務企画常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（水上正治君） 再開いたします。

◎日程第7 議案第23号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第7 議案第23号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

本案についての提案理由を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、統計法の全部を改正する新統計法が平成21年4月1日に施行され、同時に統計報告調整法が廃止されることに伴い、当該法律を引用している那須烏山市個人情報保護条例について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、慎重ご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に担当課長の補足説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） では、今回の条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います、こちらのほうに一部改正条例の要旨が出ております。この改正につきましては、統計法が改正されたことに伴いまして、統計法から来ております文言を表現している部分を統計法の改正に伴って新たに改正するものでございます。

従来の統計法につきましては指定統計あるいは届け出統計調査、承認統計調査というものがございましたけれども、それらが指定統計調査にあつては期間統計調査、届け出統計調査につきましては一般統計調査、それから廃止されます統計報告調整法によります承認統計調査につきましては新たに届け出統計調査というふうに区分されることになりました。この区分に伴いまして、条例第56条第2項を1号、2号それぞれ統計法に合った表現に訂正させていただく内容でございます。

施行日につきましては、新統計法の施行日と同様に平成21年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第23号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第8 議案第24号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第8 議案第24号 那須烏山市職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市職員定数条例につきましては、各事務部局ごとの事務職員数を定めたものですが、新年度人事異動等により職員数に変更となることに伴い、所要の改正を行うものがあります。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） では、ただいま上程の定数条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。ここで定数を304人を295人に改め、市長部局の職員を231人から222人に改めるという内容でございます。

職員の定数につきましては、平成18年3月に策定いたしました那須烏山市行財政集中改革プランにおきまして、平成22年4月1日における職員数を300人、人口103人当たり1人の職員ということで、数値目標を掲げております。この数を基準といたしまして退職者と新規採用者数のバランスを図りながら、毎年順次削減を行ってきたところであります。

そういった中で平成21年度の職員の定数につきましては、昨年度の304人に対しまして295人にしようとするものであります。この定数の減少の内訳といたしましては、平成20年度中の死亡退職者が2名ございます。それから、平成20年度末での定年等による退職者が13人となっております。また、ご案内のように、平成20年度中に新規採用した医師が1人ございます。そして、平成21年度の新規採用者が7名となっております。差し引きした結果7名の減となります。

平成21年度につきましては、派遣職員をさらに2人増員する予定をしておりますので、この派遣職員については定数外に位置づけられますことから、9人減の295人となるものでございます。

こういった状況の中で、9人の減というのは非常に大きな減数になりますけれども、そうした中でも市長部局の職員を231人から222人とするによりまして、厳しい財政状況の中で住民のサービス向上のための執務を行っていきたいという考えでございます。

施行につきましては、平成21年4月1日から施行とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 条例第2条の304名から295名ということで9名減らしますということなんですが、私は前々から言っていますが、これは一向に減らない感じなんですよね。死亡が2名、本年度退職者数が13名、トータル15名です。それで50%以下の採用をするという、ちょうど7名が50%ぎりぎりのところなわけです。もっと各課でいろいろな業務がありますが、業務の中でこの人数で足りているのか。過不足の検討等をしているのかどうか、

ひとつ聞きたいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 多いか少ないかの確認でございますけれども、それぞれ残業とかいろいろございますので、そういった数的なものを確認しながら課の多い少ないというような判断は人事異動の際には参考としております。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） やはり小山市みたいに計画の数値より職員数が減っているというような状況をつくっていかなくちゃならないと私は思うんです。ですから、今年度はこういうことでしょうけれども、来年度についてはやはり市民150人に1人という職員数を目指しているんでしたら、早急にこれは来年度あたりから取り組んでいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 定員化につきましては先ほど総務課長が年次計画で行っているわけでございます。したがって、定年退職を含めてまた早期退職を募っているわけでございます。それらの中から今の仕事の状況というものを含めて、新採用職員を採用するわけでございますので、そういった計画的に人員を削減して市民130人に職員1人という目標設定をしておりますが、いずれにいたしましても定年退職等は今年度でわかりますので、それ以外に人間を減らすということになれば、早期退職を強力に執行するという方向になるかと思っております。

また、職員の構成と申しますか、たまたまた私たち、団塊の世代が多いわけでございます。これからも団塊の世代、まだ退職があるわけでございますが、年齢構成も勘案しながらこれは将来の職員も採用しなければなりませんので、そういったものをトータルで見てこれからの定員管理も行っていきたいと考えてございます。

○1番（松本勝栄君） よろしく申し上げます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 職員の数を304人から295人に9名減らすということでございますけれども、このほかに市のほうで現在雇っている臨時職員がいるかと思っております。臨時職員は今何名雇用されているのか。もしおわかりでしたら参考までにお知らせいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 大変申しわけございません。今、把握しておりませんので、この会期中にご報告したいと思います。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 3点ほどお伺いをいたします。もう既に配られております平成21年度予算書、ここに職員の給与とか職員の数が載っております。これから私は数えてみました。平成20年度の職員数は305名です。平成21年度は295名でして、平成20年から平成21年を差し引きますと7名減となりまして、今回の定数の295名には合わないんですが、なぜこれに合っていないのか。これが1点です。

2点目は、この3月の退職予定者、先ほど総務課長の説明ですと定年で13名という話でしたが、定年前にやめられるような職員もおられるのか。もし、おられたら、それも含めました3月の退職者数をお願いします。新規採用者は7名というふうに聞きましたのでそれで結構です。

職員9名削減の根拠なんですけど、先ほどの説明からでは少し合わないような気がするんです。亡くなった方が2名、定年退職が13名、合わせてマイナスが15人になります。プラスのほうは医師が1名、新規採用者7名、合わせますと8名です。そうしますと、マイナス18、それにプラス8ということになりますと、7名ではないかと思うのですが、9名にならないんです。この辺のところを再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） まず、305人と298人の関係を説明したいと思いますが、当初予算書のほうに計上しております職員数は教育長も含む数字になっておりますので、そうしますと305人というふうになります。ですから、三役を除きますと304人、297人という数字になるかと思えます。

それから、3月退職予定者でございますけれども、定年が12名、早期が1名という内訳でございます。

それから、人数関係ですけれども、先ほどちょっと説明しましたけれども、304人が教育長を除く一般職員、今回304人に死亡退職者が2名おります。平成20年度中に採用しました医師が1名プラスになります。13名が減です。7名がプラス。それから、派遣による職員は定数外というふうに見ますので、これを5人予定しております。その数字で295人になるかと思えます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第24号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第9 議案第25号 那須烏山市職員の職務に専念する義務の特例に関する  
条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第9 議案第25号 那須烏山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防団員を兼ねている市職員が、市職員としての勤務時間中に火災その他の災害が発生をした場合、消防団員として消防団活動に従事することについて、地方公務員法に規定する職務に専念する義務の特例として位置づけるものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重ご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 一部改正の内容につきまして補足説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。那須烏山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例につきましては、地方公務員法第35条に規定しております職務に専念する義務に対して、その特例として一時的にその職務に専念する義務を免除する事由を定めた条例であります。

地方公務員法第35条では、職務に専念する義務として職員は法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責めを有する職務にのみ従事しなければならないというふうに規定されているところでございますが、一定の事由に該当する場合にはその職務に専念する義務が一時的に免除されているところでございます。

本条例では、その事由といたしまして、研修を受けるとき、厚生に関する計画の実施に参加するとき、労働組合として適法な交渉を行うときなどをこれまで規定していたものでございますが、消防団員につきましては、かねてから消防団員の確保の難しさというような部分もございまして、市の職員も消防団員を兼ねている部分がございます。火災等に際しましては、これまで勤務時間中に発生した場合には、消防団員として直ちに消防団活動に従事しているのが現実であり、この状態については職務に専念する義務の一時的な免除に該当するものとして、従来より取り扱ってきております。

そういったことから、消防団員を兼ねている市職員の服務上の取り扱いを適正にし、かつ職務に専念する義務が免除になるという事由として明確に位置づけるために、消防団員としての職務に従事するときを本条例に追加させていただくものでございます。

施行の日につきましては公布の日からということになりますけれども、これらにつきまして消防団の活動が速やかにできるよう対応していければというふうに考えて改正をするものでございます。

以上よろしくお願いいいたします。説明を終了させていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提出理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 現在、市職員でこれに該当される職員は何名いらっしゃいますか。ちなみにそういう場合の出動手当などはどんなふうになるのか、その辺もちょっと説明してください。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 団員数はちょっと把握しておりませんので、後で報告させていただきますけれども、報酬、出動手当等についても一般消防団員と同じように取り扱っており

ます。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 消防団の関係の話なんです、職員で消防団に前は随分入っていた方が多いと思うんですが、一時、これは本当かどうかわかりませんが、職員に聞いたところ、消防団に入っているとやはりハンデがあるんだ。要するに何を言いたいかというと出世に影響する可能性があるんだ。会議中でも何でも消防団に入っているとサイレンが鳴ると連れていっちゃう。やはり重要な職を与えることがなかなか難しいんだという話があったんですが、今はどのような感じなんでしょうか。また、昔もどうだったのかお伺いします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄。

○市長（大谷範雄君） 全くそういったことは私も考えておりませんし、むしろそういった一朝有事の際に、災害最優先で飛び出す職員こそ優秀だというふうに判断できるのではないかと思いますので、むしろそのほうが、昇格、昇給には有利なのではないかと思います。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） そのような話を聞いて安心をしたんですが、ぜひともそのような今の我々より少し若い年代は一部、そういう考えを持っている方がいるのは間違いないんです。ですから、そこら辺のところを市長ないし副市長のほうからそういう徹底をして話をしてもらわないと、安心して消防団に入れないのかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 職員も地域の分団、部で団員を確保できない場合、そういう職員も余っていれば別ですよ。積極的に消防団に入れよということはお話ししてございます。これはちょっと論外になろうかと思いますが、仮に新採用職員を採用する際、ちょっとオフレコでお話しするんですが、地元で就職する場合には地元の分団、部から誘いがあったときは消防団に入りますかと、そんなこともお話ししているのも事実でございます。これはこれからも含めて積極的に職員にも地元の分団、部から勧誘がありましたら、消防団に入るようにそういう話は啓蒙していきたいと思っております。

○19番（滝田志孝君） 了解です。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 支援団員制度などということで、消防団のOBの方にも、特に昼間協力を願うというご時世でありますので、常時市内におります職員にはぜひこのような方向で協力していただくようお願いしたいと思いますので、この考えには賛成であります、あわせて、市内に勤務する団員も相当数いると思います。主たる事業所とかあるいは市外の事

業所ももちろんでありますけれども、どんな協力要請とかをされているのか、されていないのか、もしされているのなら毎年のことになろうと思いますが、繰り返し念のために協力要請を継続するとか、ないのでありましたら新たに協力要請するとか、事業主に対してお願いしたいと思うんですが、その点どのような状態になっているかを聞かせていただければと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 市内の事業所に勤務する消防団員についても、積極的に団活動、通常点検、内点検にも参加していただいております。中には今こういうふうな経済状況ですので、市のほうから協力要請の文書を出していただきたいというふうな事業所も何カ所か聞いております。そういったところには速やかに事業所所長あるいは社長あてに協力要請の依頼の文書を出しまして、例えば今の時期ですと夜間に火災予防のための活動をやっておりますけれども、そういった事業につきましても理解いただくように協力の要請をしているところでございます。

○議長（水上正治君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 要請文書を要請された事業所に対して文書を発送しているということですが、主たる事業所、要請がなくても市のほうから市長名で団員加入の要請と同時に日中の火災等に対しましては業務に支障があるかと思いますが、極力地域のためということで強い要請活動をお願いしたいと思います。

一度やったから要請済みというのではなしに、毎年度ぐらい要請文書等は作成して送っていただくとか、主なところは直接足を運んで責任者に要請するといったことが必要だと思いますので、あわせてお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 言葉が足りませんでしたけれども、議員がおっしゃられるように、継続的にそういった文書を持ちまして、各市内の事業所また内外を問わず文書によりまして協力要請をしていきたいというふうに思います。

○2番（渡辺健寿君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第25号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第10 議案第26号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第10 議案第26号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年度から消防団の支援団員の設置に伴う報酬を設定し、また、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の報酬等を見直しすることに伴い、所要の改正を行うものであります。また、今回の改正にあわせて、報酬の計算方法や常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合の報酬の支給制限について明確にし、報酬支給の取り扱いの適正化を図るものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせたいと思いますので、慎重審議を賜りまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、議案第26号の補足説明をさせていただきます。

議案書のほうの1ページをお開きいただきたいと思います。まず、第2条の見出しの改正でございませけれども、この条文の内容が非常勤特別職の報酬の額について規定していることから、この条例内容を的確に表現する見出しといたしまして報酬の額というふうに改めるもので

ございます。

続きまして、第2条の次に新たな第3条及び第4条を追加する改正でございますが、これは報酬支給の適正化と明確化のために設ける規定であります。まず、第3条の報酬の計算方法がありますが、基本的には非常勤特別職の報酬はその職務内容により年額、月額、日額などに区分されております。これまでもそれぞれ適正に支給してきたところでございますが、条例上においては報酬の計算方法が明確に規定されていない状況にありましたので、今回の改正を機に条例上明確に規定することにより、今後もより一層の報酬支給の適正化を図ることとするものでございます。

第1項につきましては、月額または年額で定められている特別職の職員には、その職についた日からその職を離れるまでの報酬を支給することとするものでございます。

第2項につきましては、年額で定められている報酬は毎会計年度、つまり4月1日から翌年の3月31日までを報酬期間として計算することとするものでございます。

第3項につきましては、特別職の職員が職の異動によりその報酬の額に変更が生じたときは、その日から当該変更後の額の報酬を支給することとするものでございます。例えば一般の委員であるものが委員長などになって報酬が変わった場合などの取り扱いを想定しているものでございます。

第4項につきましては、月もしくは年の中途から、または月もしくは年の中途まで支給するときは、月額の場合は日割りで、年額の場合は月割り、日割りで計算するものとし、1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるというものでございます。

第5項につきましては、日額または回数で定められている報酬をその職務を行った日数に応じて支給するものとするものでございます。

第6項につきましては、月額または年額の特別職の職員が月間または年間を通じて勤務日数が1日もないときの報酬は支給しないというものでございます。

続いて第4条の報酬の支給制限であります。第1項については市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しないとするものでございます。これは市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねることは、そのこと自体は何の問題もございませんけれども、報酬を受けることについては行政実例等によりまして、給与はその勤務に対して支給されるものという原則から、勤務時間が重複する場合は所要の減額措置をとることが妥当とされているところであります。この趣旨にのっとりまして、これまでも勤務時間が重複する場合は基本的には支給してこなかったわけではありますが、これを明確に規定しようとするものでございます。

ただし、幾つかの例外を設けることとしましたのが、ただし書き以降の規定でございます。

2 ページのほうをお開きいただきたいと思います。まず1つ目といたしまして、消防団員の職を兼ねるときであります。先ほどご説明しましたけれども、消防団員につきましては土曜、日曜あるいは夜間など常勤の職員の勤務時間外にも出動することが多いこと、特に平日の昼間の災害の出動対応については、民間の会社員である消防団員よりも臨機に対応できるという環境にありますので、地域防災におけるその役割も大きいことから、国においても消防庁では地域防災の中核的存在として消防団員を位置づけ、これまで折に触れ、消防団員確保の推進について取り組んできておりますので、その中で地方公務員の消防団への入団の促進についても積極的に取り組むよう、都道府県を通じまして市町村に要請がなされているのが現状でございます。

そういったことで、一般の団員にあっては年間3万円でございますけれども、以降階級に応じて違いはありますが、団長にあっては年額18万円の報酬を受けているところであります。実態はボランティアという要素も多く、これらを踏まえて市の職員が消防団員を兼ねるときは非常勤特別職との兼職にかかわる支給制限を適用せず、その職務に対する報酬は支給するという取り扱いにしようとするものでございます。

続いて2つ目といたしまして、職務に従事する時間が重複しない職を兼ねるときであります。これは主に土曜、日曜、夜間などに活動する調査員などを想定したものでございます。なお、いずれの場合も市長の承認を得ることを条件といたしまして、服務上の取り扱いを明確にしようとするものでございます。

議案第25号の那須烏山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正の一環であります。

続いて、第2項でございますけれども、関係官公庁の職員のうちから任命し、または委嘱する特別職の職員に対しましては、報酬を支給しないことができるというものであります。これは関係官公庁の職員が市の非常勤特別職の職員になった場合、原則として報酬を支給すべきであるとされているので、原則支給とし、ただし、関係官公庁による支給制限等の兼ね合いにより、報酬の辞退の申し出があれば支給をしないということもできるというふうに規定したものでございます。

続いて、別表第1の改正でございますけれども、何回かお話が出ておりますが、消防団の支援団員としましての対応についての報酬の取り扱いでございます。平成21年度からスタートさせることから、その支援団員の報酬を一般団員の報酬の半額であります1万5,000円と定めるものでございます。

続いて、保育園嘱託医、保育園嘱託歯科医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬の額の改正であります。これは現行の報酬の額につきまして南那須医師会との協議に基づき見直すこととしたものでございます。具体的には、保育園嘱託医、保育園嘱託歯科医、学校医、学校歯

科医につきましては、現行が年12万円プラス園児児童または生徒の数に300円を掛けた額であったのに対し、見直しにより16万円が固定の部分でございまして、それに児童または園児の数掛ける300円を加えた額、12万円を16万円にするというものでございます。

また、学校薬剤師につきましては、現行が小中学校にあっては生徒または児童の数が300人未満にあっては3万3,000円、300人以上にあっては3万7,500円ということで、幼稚園にあっては園児の数が100人未満にあっては3万円、100人以上にあっては3万3,000円であったものに対して、見直し案は生徒、児童または園児の数にかかわらず一律4万円というふうに改正するものでございます。

最後の別表第2の改正につきましては、第2条の次に新たな第3条及び第4条を追加することに伴い表の見出しの所要の改正を行うものであります。なお、施行日につきましては、メインの改正である報酬の額の新設及び見直しの部分については、平成21年4月1日から、その他の改正につきましては公布の日から施行するという取り扱いをさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） ちょっとお聞きしたいんですが、支援団員の年齢制限等があるのか。地区割等があるのか。保険はどういうふうにするのか。他市町に例がないということで、先日新聞等には出ていたんですが、果たしてほんとうに非常勤特別職にしているのか。その辺も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 消防団の支援団員制度につきましては、過日の全員協議会でもご説明申し上げたところでございますけれども、年齢は65歳まで、地区割というよりもその各分団、部において過不足が生じたようなところには支援団員制度を優遇するという考えでございます。

公務災害につきましては、消防団の公務災害が適用になりますのでそれに対応していきたいというふうに思っております。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 非常勤特別職の扱いはどうなんですか。わざわざそこまでする必要があるのかどうか。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 非常勤特別職にするかどうかということでございますが、基本的に消防団員と同等の同じような活動をしていただく。あわせてそれなりの報酬を支給するという考えでありますので、非常勤特別職の範疇に入れさせていただくという考えでございます。

○1番（松本勝栄君） わかりました。

○議長（水上正治君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 二、三点お伺いします。消防団、今の松本議員とも関連するんですが、支援消防団員に1万5,000円なんですが、今普通の団員は3万円ですよ。そういう中で普通の団員は消防以外にもいろいろな意味で地域で活動しています。支援消防団員は主に昼火事とかそういうことなんですが、支援団員は部で定例会とか内点検、いろいろな意味で出席するのかどうか。そういうのは全然関係ないのか。本当に昼だけの支援団員なのか。その辺1点。

あと、常備消防でも人数を減らして平成24年ぐらいから15%ぐらい、今100名いるところを八十何名にするということなんですが、そういう中で、消防団の削減を図っているんですが、今回1万5,000円だとすると20名だと思うんですね、予算の中では。そういう常備消防との整合性はどうか、どう思っているのか。

万が一支援消防団へ入るとき、私たち市議会議員もそこに参加できるのか。その3点をお伺いします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 支援団員の待遇といいますか、基本的には所属する分団、部の出動範囲といたしております。ですから、例えば田野倉地区の消防団の支援団員であって、烏山のほうに火災があったとき出動するという場合は支援団員の出動は考えておりません。あくまで地元をまずは第一義に考えまして、地元の火災のときには支援団員の活動をさせていただくという考え方です。ですから、あわせまして内点検、通常点検についての出動は要請する考えはありません。

それから、常備消防との関係ですけれども、確かに常備消防のほうも職員が減ってくるという中で、市の消防団員の活動は非常に重要視されてくるかと思っておりますけれども、そういった中では消防組織の再編ということを検討しながら、その辺は常備消防との兼ね合いは検討していきたいというふうに思っております。

議員につきましては、例えば車の誘導とかどこが現場なんだというようなことで誘導を優先的にやっていただきまして、あとはその地域にあっては自主的に活動していただければよろしいのかなというふうに考えます。

○議長（水上正治君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） わかりました。ただ、支援団員がそれだけで出動して、普通の団員は火気点検やいろいろな意味で地域で活躍しているんでね、昼夜の防災、夜警をしたり。そういう中で3万円ですよ。ただ、ちょっとした昼火事で1万5,000円、私は値段でどうのこのじゃないですが、平団員がかわいそうだなと、逆に。いろいろな意味で範囲が火事じゃないですから、消防団というのは。そういうところは、私、ちょっと今この値段を見て非常に残念だなと、そんな感じを持っています。

私の地域などは、部落で消防団OBが10名いるんですよ、役員やってね。昼火事を10名で消防訓練をしてポンプ走をして、ちゃんと水出しして、地域でそういうのをやっているんですね、私どものところは。こういうことをやらなくてもできるんじゃないかなとずっと常に思っていました。地域を守るのは奉仕ですから、消防は。そんな考えで、私もいいか悪いかはわかりませんが、そんなことをちょっと感じたので。地域を守るというのは地域で無報酬でやったほうがいいんじゃないのかなと私は思っていたんですが、その辺、答弁をお願いします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） これは私が言うことではないと思いますけれども、地域にあって消防団を経験された方が地域のエリアの中でそういったフォロー的などといいますか、それぞれができる範囲のことをやりましょうというようなことで組織されているということはすばらしいことだと思います。そういった意識はこれからも大変重要視されてくるのかなというふうに考えております。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 私は保育園と学校医について何点かお伺いしたいと思います。この16万円というのは1つの基本給かなと。それと頭数で300円という形なのかなと思っているんですが、今回12万円から16万円に上げた。そういう中で、今まで那須烏山市は最下位の低賃金であったということは、足尾町が一番少なかったんですが、足尾町が今市、日光市になりましたね。そうしたら、那須烏山市が一番安くなった。那珂川町も値上げをした。そういう状態であった中で、今回の値上げということで、今までは先生方もあまり元気が出なかったというのが実情みたいだったですね、話を聞きますと。そういう中で、今回値上げした中で、他市町とも比較しますと金額的に順番はどのぐらいになったのか。まずこれが1点。

それと、先生方から話が出ているかどうかわかりませんが、不公平感というのは出ていませんかという質問をさせてもらいたいですね。ということは、学校が小さければ、マンモス校は16万円もらっても3日間行かなくちゃならない。そうすると、最初の16万円プラス頭割ですよ、ところが20人とか30人とか、保育園何かに行くと2つ歩けば32万円ですよ。プラス頭数ですから、小規模校または保育園、そういうところは歩いたほうが率がいいんだ。

そういうもの不公平感を感じているところがあるんだ。逆を言えば、学校医にこれだけお願いしますと任せてくれれば、それで学校医は割り振ってやってもいいんだというような話が一部出たときがあるんですね。これはお茶飲み話ですから、そういう話が執行部のほうに聞こえているのかどうか。または、そういう考え方ができるのかどうか。その点をお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 順位のほうはちょっと確認しておりませんので、県内では平均が大体17万円ということですから、おおむね県の平均に近い金額になったかな。市内の全体の部分につきましては、ちょっと把握しておりません。ただ、不公平感につきましては以前に正式な場ではありませんが、そのようなお話は何ったことがあります。ただ、この報酬関係につきましては、条例で位置づけている部分でありますので、一括総額医師会なり医師団のほうにお願いし、配分をしていただくというのは制度上ちょっとなじまないかなと思っておりますし、県内でもすべての市町村では規模に限らず、年報酬及びその児童生徒数掛ける定額という形になっておりまして、当面市ではそのような考え方で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 平均が17万円で16万円だからそれほど悪くないんじゃないかなという話ですから、それはそれで値上げになってまた不服を言うわけではありませんから、いいと思うんですが、そういう中で、学校、マンモス校と小規模校ですね、それは学校医としてはずっと平均して回しているのか。それとも同じような先生が同じ学校にずっと行ってしまうのか。そこら辺のところをお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 学校医は1回お願いしますと、特に任期というものは定めておりませんので、先生が丈夫で頑張っていただけの間はお願いしているというのが現状でありまして、先生同士ローテーションを組んで変えているということはございません。

大体長い方は5年、10年頑張っていただけ。もっと長い方は20年近く、そういう方もいらっしゃるし、どうしてもぐあいが悪いので交替したいということで途中で変わる方もいらっしゃるんですが、大体の方はよほどでもない限りは継続してお願いしているというのが現状でございます。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） そういう中では、旧烏山の学校も統廃合しまして、ある程度の規模の人数、それほど大きな差はだんだんなくなってきたのかなと思うんですが、よくそこら辺のところは学校医と話をしてもらって、10年、15年ということも決して悪くはないと思う

んですが、先生方から一部そういう不満というんですか、それはいかがなものでしょうかと疑問符がつかないような話し合いをしてもらって、円滑に回していただければと思っていますので、今後の考え方としてぜひともそういう考え方をお願いしたいという要望をして終わります。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 学校につきまして、今、学校教育課長が基本的にお答えしておりました。滝田議員ご案内のとおり、医師会も南那須医師会、烏山医師団とか、そういうのが二重構造となっているのか、ちょっと複雑でございますので、那珂川町さんとの今回の学校医の報酬なんかも、これは南那須医師会等とのお話し合いの中で出てくるわけですね。

那須烏山市の学校ですと今度は医師団というお話になりますので、そういったことも学校医も含めて、基本はそうなのでありますが、こういったものを今那須烏山市の医師団長さんは佐野先生がやっておりますので、今回もそういった佐野先生とのお話し合いも含めて医療報酬と もっと要望があったわけでありましたが、この金額に抑えていただいたという経過もございましたので、そういった学校医についてもこれから報酬とのかかわりもございましたので、そういった何かの機会にそんなお話もしたいなと感じてございます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 消防団の支援団員、それともう一つは一般団員、この金額3万円と1万5,000円。さっき総務課長の説明を聞いたら、この問題に関しては1万5,000円という根拠がどういう根拠で出しているのか。この辺を質問したかったわけですが、点検とか訓練には行かないんだ。しかも、地元だけの火災だ。ほかへは支援団は行かないんだという答弁だったので、ある程度1万5,000円という金額はしょうがないのかな。

しかし、この消防団の賃金というものは、火災時の出動手当700円というのはゼロというところもあるんですが、大体31市町村の中で23番目ぐらいなんです。それと一般団員の3万円、これもちょうど23位なんです。多いところは8万円払っているんです。こんなに差があっていいのか。8万円と3万円、5万円、6万円というところもあるわけでありまして。このなかで、私は出動手当と一般団員に対する団員の手当、せっかくこういうものを見直しするのであれば、消防団の中身もなぜ一緒に見直さなかったんだ。金額だけを出して、支援団員と言ってもこの人は65歳未満の人ということではありますが、この人たちが出動する機会は不足分団でありますから、これは出動回数は多くなるはずですよ。

特に、昼の火災は多くなるわけでありまして、不足しているからOBを入れたわけでありまして。ただ、内容を聞くと、点検であるとかそういうものは行かない。ただ、有事の際に出動するだけだということではありますが、私はどう考えても今どきボランティアという考えは、こ

れは非常に理想的であります、ボランティアですべてができないわけです。

ですから、この報酬に関しても見直しが必要なのではないのか。この辺に関して、この金額、非常勤特別職という中の支援団の金額だけしか話題にのぼらなかったのかどうか。その辺をひとつ総務課長にお伺いします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） この支援団員制度につきましては、年間4回ほど会議を持っております本部、分団長、本部長会議の中で検討してきた結果でございますけれども、とりたてて消防団員全体的な方針の見直しということについては話し合いはありませんで、あくまでも支援団員制をつくるかつからないか。つくった場合はどのくらいの報酬にしていくかという項目だけに限っての話し合いになりました。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） やはりこの問題に関してはちょっと複雑な問題もありますが、もうそろそろ消防組織というのも大変革をしなければならぬ時代に来ているのではないのか。団員不足はもう当たり前、そこへ来てこの報酬の問題、片や多いところは8万円も出している。出動手当でも一番多いところは1回3,000円。片や700円。同じ火災で危険を伴って生命財産を守るということを訓練のときに堂々と言っているが、片や3,000円、片や700円。こういうふうな格差があっているのかどうか。それとこれは消防庁から地方交付税の中に消防団員1人に対して何万円、これが出ているわけでありまして。ただ、この中身が交付税であるから仕分けが難しいのであって、どれが本来消防に来ている金なのかということとはなかなか難しいんです。

ですが、もうこういう時期に来ているのでありますから、私はこの金額とかあるいは団の編成に関して消防団と行政のほうで十分に話し合って、そしていい改革をしていかないと、いつまでたってもこういうふうなOBを入れればいいのか、広域行政に任せるとか、こういうことになりましたが、本当の消防団をこれから構築していこうというのであれば、ここで大改革をする考えがあるのかないのか。市長にお尋ねいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 本市の消防団は合併後いち早く合併市町村に先駆けて統合していただきまして、いち早く大きな団体での融和が進んだ団体でございまして、そういった意味ではみんな一丸となってこの那須烏山市の安心と安全な生活を守るんだというような団長さん以下そういった熱意にあふれている団員ばかりでございます。

そういった中でも、この少子化の波には今、なかなか大変な対応を迫られているわけでございます、そういった意味で消防団員が年々少なくなっている。また、そしていざ有事の

際の活動も大体、今若い世代はお勤めが市外という方も大変多いわけでございますので、そういった意味では日中の火災等については戦力とならないということもあるということも踏まえて、支援団制度ということでございます。

そのようなことで、これは分団長会議を初め消防団の幹部会議で鋭意検討してきた経緯がございます。そのようなことから、今後報酬等あるいは今後の消防団のあり方も今、県では広域化ということで再編が進められております。したがって、広域行政関係の事務組合も再編を視野に入れながら、今、検討中でありますので、そういった消防組織はご指摘のとおり大改革の渦中にごございます。この消防団のあり方も報酬等も含めて今、意見を踏まえまして平成21年度は団長を中心に議論を深めていくこととさせていただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） その大改革の中に、ぜひとも外被の問題を取り入れてもらいたい。ということは、作業服で放水をして、冬日の中、びっしょりになって帰ってくる。外被が必要だということはもう前々から言っていたわけであります。外被であれば中の作業服は濡れないわけであります。

これから根底からこの消防の組織が崩壊していくというのは若い団員が入らないということなんです。この若い団員を入れるためには、そういう外的条件も含めて団員改革の中にこの外被の問題もぜひとも入れてもらって、安全な消火活動ができるようにしなければならないのではないかと私は思っています。市長がこれから大改革に着手していくという答弁でありますから、時間も来ましたから答弁は結構です。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 外被の話が出たものですから、ちょっと事務的なことになると思いますが、私から補足説明をさせていただきますが、実はこの当初予算の査定の議論の中でもその外被問題は取り上げさせていただきました。これは消防団の分団長会議の中からこの報酬とあわせた議論の大きな1項目になっていたからであります。

平成21年度のさらに議論を深めて、ご存じのように制服等の問題もございました。そういったこともあわせて点検時の制服ですね、そういったところの問題も今投げかけられているものですから、外被等も含めて平成21年度中に、さらに消防団員みずからの議論の中で答えを見つけていく。このようにしたことでございますので、外被等についても十分検討させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○18番（樋山隆四郎君） 了解。

○議長（水上正治君） 以上をもって、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第26号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第11 議案第27号 那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第11 議案第27号 那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年人事院勧告に伴う医師に対する給与の特別改善により、国家公務員の医療職俸給表1の適用を受ける職員の初任給調整手当の上限月額が改正され、このうち本市のよ

うな市町村の医師などに適用される第2種の区分の初任給調整手当の上限月額が26万8,500円以内から36万5,500円以内へ改正されたことに伴い、本市の診療所の医師に適用する初任給調整手当についてもこの改正に準拠した額へと改正をし、近隣医師との均衡を図ることとするものでございます。

また、診療所の医師につきましては、診療所における主たる診療業務に支障を及ぼさない範囲で、市の実施する保健予防事業等にも協力をしていただいていることにかんがみ、そのような地域医療の向上に対する貢献についても評価をするため、特殊勤務手当の対象範囲について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。この中で第4条の改正につきましては、先ほど市長からの提案理由にもございましたように、平成20年人事院勧告に伴う医師に対する給与の特別改善によりまして、国家公務員の医療職俸給表1の適用を受ける職員の初任給調整手当の上限月額が30万6,900円以内から41万900円以内に改正されております。

この初任給調整手当につきましては、国の人事院規則においてさらに5つに分類されておりましたが、本市のような市町村の医師などにつきましては、そのうちの第2種の区分が適用されております。この第2種といいますのは、人口が少ない市及び町村に所在する官署に置かれる官職で、採用による欠員の補充が相当困難であると人事院が認めるものが第2種に入ります。

その関係で、第2種の区分につきましては、上限月額が26万8,500円以内から36万5,500円以内に改正されております。これに伴いまして本市の診療所の医師に適用する初任給調整手当につきましても、この改正に準拠した額へと改正し、近隣市との均衡を図ることとするものでございます。

続いて、第5条及び別表第2の改正でございますけれども、これについても先ほど市長が説明申し上げましたとおり、診療所の医師については診療所における主たる診療業務に支障を及ぼさない範囲内で、市の実施する保健予防事業等にも協力していただいていることから、そのような地域医療の向上に対する貢献については特殊勤務手当の対象範囲として評価するために改正するものでございます。ただし、特殊勤務手当につきましては、額の見直しはせず、現行

の額の範囲内での評価として取り扱おうとするものでございます。

施行日につきましては、初任給調整手当の上限にかかる改正につきましては、本年4月1日から施行することといたしまして、その他の改正は公布の日から施行するというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、この後数多くの提案が用意されておりますので、質疑を制限するものではございませんけれども、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いいたします。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 診療所の医師の特例に関する条例の改正ということで、人事院勧告に基づく診療所の医師の初任給の上限額を上げるということでございまして、これについては何ら問題はありますが、地域医療というか、へき地医療というか、そういう点でご努力されて大変ありがたいわけなんです、今までの診療所の先生が非常に熱心で地域密着型というか、そういうことで努力されてこられて本当にありがたいわけなんです、それが高齢に伴って新しい医師に引き継いで、また新たをお願いをしている状況でございますが、しかし、今まで熱心にしかも地域密着型ということで、その地域の皆さんとのさまざまな交流の中で培われた実績というか信頼関係というか、そういうものがあるわけですが、当然それぞれの医師に伴います診療方針というか医療に対するそれぞれの哲学というか、考え方というか、実践の仕方というのが大分医師によって違うわけですね。

だから、患者さんから言わせれば、前の医師がこうだったあだったということで、当然比較対照にもなりますし、果たしてそれが妥当性があるのかなのか私はわかりませんが、そういう点で非常にそれぞれの思惑の違いで、意思の疎通がうまくいかないという場合がありますし、ないかなと私は思っているんですが、熱心にしかも懸命に診療業務に携わる先生に何らいろいろ意見を申すわけではありませんが、それについてのフォローというか、そういう点について、行政のほうで今までの体系というか、地元との関係というか、そういうものも十分知っていただくということも非常に大事かなというふうに私は思いますので、その点でこれから七合診療所のほうも新たにきていただけるような方向も見えているということで、非常にありがたいわけなので、そういう点で地元と信頼関係というか、意思の疎通がうまく図れて、予防医療に大きな貢献をしていただけるような方策を見出していきたいと思うんですが、大谷市長のほうでその点について何か考え方があれば、ご意見を伺いたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ご指摘の意見についての趣旨は十分私も理解をいたしているつもりでございます。医師の後継問題についてはいろいろ紆余曲折はございましたけれども、41歳の若い医師を迎えることができましたことはまことにありがたく、感謝をしているんですが、一方やはり地域医療を十分に満足をしていただくというようなことが、この患者さんほか地域住民の医療を全般的に受け持っていただくことからいたしますと、私の基本的な考え方もございますので、そういったところを今後も先生とも話し合いを持ちながら、皆さん方に評判がとれるような診療所にしていきたいと強く今考えているところでございます。

そういった意味で、着実に今までの不満的な意見も真摯に受けとめておりまして、そのようなところも大いに受けとめているということでございますので、さらに那須烏山市の地域医療に課せられた理念といったところを満足すべく、さらに私も担当の医師もよく議論をしながら満足度を高めるような方向に持っていきたいと思います。

○16番（平塚英教君） ありがとうございます。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がありませんので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第12 議案第28号 那須烏山市手数料条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第12 議案第28号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年4月1日から栃木県知事の権限に属する事務処理のうち、屋外広告物の許可、権限等が市に委譲されることに伴い、那須烏山市手数料条例の一部を改正するものであります。

内容は、屋外広告物許可申請の窓口が県土木事務所から市に変わることに伴いまして、申請及び更新等の際に手数料を納めていただくものでございます。

詳細につきましては、都市建設課長より説明をさせたいと思いますので、慎重にご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） ただいま上程になりました那須烏山市手数料条例の一部改正についての補足説明を申し上げます。

この屋外広告物の許可、権限委譲される事務処理をするために、屋外広告物許可等事務処理要綱を定めまして、この事務を処理することとしております。委譲事務の主な内容については、屋外広告物の設置に関する許可に関する事務、2つ目としまして許可期間の更新3年以内に関する事務、3つ目として許可広告物の変更に関する事務、4点として広告物除去届出書の受理に関する事務、違反に対する措置に関する事務、許可の取り消しに関する事務などが主な業務内容となってきております。看板の大きさ、種類に応じた手数料を定めるものであります。

この許可の期間については最大3年間ということでございます。現在、取り扱っております烏山土木事務所の説明を伺いますと、主な広告物については東電の電柱についています袖看板の広告、電柱に巻き付け看板等が大部分を占めており、そのほかに野立て広告板、敷地内の広告板、壁面の広告物等であり、今後も県の指導が十分受けられるということのお話になっておりますので、そのことを申し添えて補足説明を終わります。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） この条例の改正は県から市に権限を委譲されることによって行われることかと思うんですが、この手数料の金額などは従来の県で行われていた金額と同じなんでしょうか。その辺の確認だけをさせていただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） そのとおりでございます。

○3番（久保居光一郎君） 了解。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 2点についてお伺いします。今回、県からこのような権限委譲を受けて、果たして市として費用対効果がいかなるものかと考えているわけなんです。まず1点お伺いしたいことは、屋外広告物とはいかなるものなのか。その定義についてお伺いしたいと思います。

2点目は県から権限委譲により本市が手数料として見込まれる看板、広告等の数と金額がもしわかりましたらお伺いいたします。当初予算を見ますと、手数料の中で1,000円だけは計上されていますが、その程度なんでしょうか。

以上です。

○議長（水上正治君） 都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） お答え申し上げます。屋外広告物としての定義でございますけれども、屋外広告物とは商業広告に限らず、常時また一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立て看板、張り紙及び張り札並びに広告塔、広告板、建物、その他の工作物に掲出されたり、また表示されるもの等を広告物と定義をしております。

次の2点目の手数料の金額でございますけれども、現在、烏山土木事務所で扱っているのは那須烏山市と那珂川町の広告物を扱っているわけですが、その辺について旧市町別に分類されておりませんので、単純に土木事務所のほうの資料をいただきますと、総件数で424件、既に許可したのがあるそうでございます。

平成21年度については総計で227件、金額にしますと16万4,150円、平成22年度分については14件、2万1,770円、平成23年度までの許可が出ているのは183件、13万7,270円という数字をいただいております。合計にして32万3,100円でございますけれども、これは更新されるところの金額が入ってきますけれども、更新されないと金額が不確定ということで、当初予算については科目おこしの1,000円ということで処理をさせていただきます。

以上でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がございませんので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第28号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第13 議案第29号 那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第13 議案第29号 那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年12月1日から広域法人制度改革3法が施行されたことに伴いまして、

市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものであります。改正内容は第6条及び第7条中の「事務所の所在地」を「主たる事務所の所在地」に改めるものでございます。ご審議の上、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第14 議案第30号 那須烏山市災害見舞金支給条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第14 議案第30号 那須烏山市災害見舞金支給条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第30号につきまして、提案理由の

説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、最近発生した火災による死亡事故等により災害見舞金支給条例を検討したところ、災害見舞金に死亡弔慰金等についての規定及び支給要件等について見直すことといたしまして、那須烏山市災害見舞金条例の一部を改正するものでございます。

主なものは、見舞金等の種類を災害見舞金、負傷見舞金、死亡弔慰金の3種類として、見舞金等の支給範囲及び支給額を見直すものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それでは、議案第30号の補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。まず、改正の内容ですが、ただいま市長の提案理由にありましたように、昨年暮れの死亡事例を検討いたしました結果、死亡した場合の見舞金等の記載がございません。これからのひとり暮らしの高齢者あるいは高齢者世帯等がふえていく中で、こういった事例も見られるのではないかとということで検討を重ねてまいりました。

条例名につきましては、従来の災害見舞金に加えまして負傷見舞金及び死亡弔慰金を支給するために那須烏山市災害見舞金等支給条例ということで、「等」ということをつけ加えました。

次に、第1条の改正ですが、被害を受けた世帯主に対し災害見舞金の支給を行うという現在の条例ですが、被災者またはその遺族に対し災害見舞金、負傷見舞金、または死亡弔慰金を支給すると改めて、新たに災害で負傷した方や死亡した方の遺族に対しても見舞金等を支給することといたしました。

次に、第3条の改正ですが、被災した物件について明確な規定がなかったため、住家に被害を受け、もしくは身体に負傷を受け、または死亡した遺族等を改めまして、住まいであれば持ち家、借家は問わない、いわゆる住んでいる方に対する見舞金という形に改めました。さらに、そこで負傷もしくは死亡した場合にも給付するという形といたしました。

次に、第4条の改正につきましては、2ページの表にありますとおり、見舞金の種類は災害見舞金、負傷見舞金、死亡弔慰金の3種類といたしまして、災害見舞金は住家に被害を受けた場合で改正前と同額の10万円の支給といたしました。負傷見舞金につきましては、災害等により長期の入院を要する負傷をした場合、2万円の見舞金を給付することといたしました。また、死亡弔慰金につきましては、災害により死亡した場合、10万円の支給とすることといた

しました。

次に第5条の改正ですが、災害による被害等が故意または重大な過失による場合は支給しないこと、さらに他の法律で支給される場合は重複して支給しないことと定めたものでございます。これは災害見舞金支給条例のほかに、那須烏山市災害弔慰金支給等条例というものがございます。これはいわゆる激甚災害、災害に限ってですが、過去にありました61年災とかの激甚災害のときに死亡等した場合、500万円の給付を行うというような条例でございます。

それと重複しない、そこまで大きな激甚災害にならない災害あるいは火災に対して見舞金あるいは死亡弔慰金を支給するということといたしたわけでございます。

なお、施行日は平成21年4月1日からといたします。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17 中山五男君。

○17番（中山五男君） これまでは建物の火災見舞金に限っていたものですが、今回の見直しの理由ですが、ただいま課長の説明によりますと、高齢者が多くなって災害に遭う者も多くなったというような理由のようですが、かといって、人身事故に対して災害に遭った方に対して、例えば死亡弔慰金10万円を支払う必要があるのかどうか、私はちょっと疑問を持ちます。もう一度説明してください。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長齋藤照雄君。

○健康福祉課長（齋藤照雄君） 現在まで、実際死亡をするような、あるいは長期の入院をするような火災あるいは災害等でのそういった事故は、前はわかりませんが、ここ数年の間はなかったんです。ちなみに平成19年は2件でございました。建物の火災2件でございました。本年につきましては、本日もありましたが、本日のを加えますと4件になる予定でございます。

その中で、昨年の暮れに痛ましい事故があったことを踏まえまして、やはり亡くなられた方にそのままの状態にしておくのは、市としても今まで介護とかそういったものでいろいろかわってきた関係もありまして、弔慰金を支給すべきではないかということで検討を重ねてまいったわけでございます。

何とぞご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○17番（中山五男君） 了解することにします。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 今、災害の規定がきちんとできれば、これが一番いいことかなと思っておりますが、その中で昨年、火災で家をなくした人がいまして、その方が市営住宅に入

れないかといったところいっぱいでした。それで、どこもあいていなくて入れなかった。そういう中で雇用促進住宅があいている。しかし、雇用促進住宅は規定によりまして勤め人以外は入れません。労働基準局に行ったらそういう話でだめだった。

住むところがなくて、人のうちに何日かお世話になった。そういうことなんです、そういう場合、緊急避難的なものですから、日にちを決めてそういう交渉というのは市でやっていたいて、その方が住むところがないというのはどうしても、火災で焼け出されて、災害に遭って住むところがないというのは、お金だけで済む問題ではないのかなと思うんですが、そこら辺のところはそういう努力というのはできないものかどうか、お伺いするものであります。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 暮れの火災の件だと思います。そういうことで、雇用促進住宅市営住宅、市営住宅はお見せしたんですけれども、あの家では住みたくない、そんなお話がございました。そんなことを含めてこれらについては今後見舞金等も含めて、そういった借り住まいをどう支援できるか。そういうものを検討してまいりたいと思います。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） やはり災害というのは予測して来るものではありませんので、その日ぼんときちゃって、あしたから住む場所がない。何も持ち出せなかった。そういう中で最終的には衣食住で住むところがないというのはどうしてもならないということですから、ぜひともそういうのは県なり国なり交渉して、一時避難的であると思うので、ぜひともそういう形で努力をお願いしたい。そういう希望をいたしまして質問を終わります。要望でいいです。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第15 議案第31号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第15 議案第31号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提出理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第31号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年4月1日向田保育園の移設にあわせ、名称、位置、定員の変更及び保育所等同時入所の第3子以降の保育料無料化等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、こども課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） それでは、ただいま上程中の那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

条例案1ページをお開きいただきたいと思います。まず、市長提案理由の説明にもありましたように、ただいまご承知のように旧野上小学校を保育園として現在整備を進めているところでございまして、4月1日から旧向田保育園を新しい整備するほうに移設をするということでございます。

その際、名称も向田保育園からすくすく保育園に改めるという予定にいたしております。これにつきましては、保護者等のアンケート等をもとにしながら、保育園の名前については決定をさせていただきました。

次に、別表中でございしますが、ただいま申し上げましたように、向田保育園からすくすく保

育園に名称を変更するというのが第1点です。

次に、所在地でございますが、現在は野上770番地でございますが、新しい保育園は旧野上小学校の野上703番地に改めるということでございます。それから、定員現在、向田保育園は45名でございますが、施設の状況等から勘案しまして、数字上は105名を定員にすることも可能なんです、少子化等のこともありますので、区切りのいい定数100名ということで変更をする予定といたしております。

それから、それ以降については、第3子児童の保育料の減免を規定しているものでございます。これにつきましては、同時期に3人以上保育園、幼稚園に預けておまして、3番目が3歳未満の場合は3歳児以降の保育料が減免対象事業となって、現在も無料でございますが、今回の規定は同時に3人入所させておいて、3歳以降の者、これは今まで10分の1、1割の負担をお願いしていたところですが、今回の法律改正によって3歳以上、3歳、4歳、5歳ということになるわけですが、それの方を今までの1割からゼロ円、無料にするということでの改正でございます。

この改正につきましては、本年の4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 4点質問します。まず、すくすく保育園定員100名とした根拠について伺います。

2点目は、すくすく保育園、ことし4月の入園児童数は何名予定しているのか。

3点目は、この入園児100名に到達するにはあと何年ぐらい先になるのか。

4点目は、改正の中で保育料の軽減措置が含まれておりますが、その対象者と軽減される金額、およそで結構ですから、わかりましたらご答弁をいただきたいと思っております。

以上4点、お願いします。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） すくすく保育園の定員100名の根拠でございますが、先ほども申しましたように、保育園は国の基準でゼロ歳児は何平米とか3歳児は何平米とか、必要最低限の面積が決められております。その最低限の面積でいきますと、先ほども申しましたように105名定員までは可能でございます。ただ、区切りのいい数字ということで100名にしたいということでございます。

ことし4月、現時点でのすくすく保育園に入所予定の子は53名でございます。

それから、定員100名となる見込みということでございますが、ご承知のように境保育園、これ無認可なんです、下境というところにありまして、これにつきましては前から話題にもなっているかと思うんですが、烏山幼稚園とあわせて、境保育園についてはこちらのすくすく保育園のほうに近い将来統合したいというふうに考えておりますので、見通しとしては平成22年度いっぱいを予定しておりますので、平成23年4月ごろには定数の100名に近い子が入園できることになるというふうに現時点では考えております。

保育料の軽減でございますが、今回、新たに法改正によって対象となるのは、2月末の時点の数字で申しわけないんですが、現時点で7名、軽減額が14万1,600円ということになる予定でございます。

以上です。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） ただいまの答弁は了解しました。1点抜けていましたので、もう1点申し上げます。現在、向田保育園、これは施設は解体し、更地にして売却する方針のように前回説明を受けておりますが、この敷地は全部市の所有地なのでしょうか。もし、そうだとしたらその面積はどのぐらいあるのか、お伺いします。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） これは多分中山議員、ご案内かと思いますが、北に鉄工所、西側はがけ地の杉山という状態でございます。もちろん市有地でございますので、今の空き地利用検討委員会の中ではそういうことで検討してございますが、今後の動向において私どもの執行部側はあそこは更地にして売却したいという方向で考えてございます。

いずれにいたしましても、現在の向田保育園は相当老朽化してございますので、もし土地、建物もあわせてお買い上げいただける方があれば、そのほうが都合いいかなと思いますが、そういうことがなければ更地にしてまいりたいという考え方でございます。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） 面積が抜けておりました。面積は1,962平方メートルでございます。

以上です。

○17番（中山五男君） 全部市の所有地ですね。わかりました。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） すくすく保育園定員100名ということでわかりましたが、烏山幼稚園並びに境保育園の統合については、平成23年の4月というような具体的な話が出ましたので、これに関連して境中学校、学校統合も今進めていますが、境中学校につきましては統

合する際に地元の保護者あるいはその住民も含めてですが、急激にその統合の方針を出されて心の準備もないままという形で非常に混乱をしたんですよ。

したがって、年間に200人しか子供は生まれませんので、確かに公共施設をあっちにもこっちにもというのはなかなかサービスを実施する以上いろいろ問題は事務レベルではあるのかなというふうに思いますが、さりとて地元にとっては公共施設がなくなるというのは非常に忍びないし、寂しい思いをするという実情があるんです。

そういう意味では、平成23年4月というような既定の方針のもとに、特に烏山幼稚園については保護者との間で話し合いというか、行政のほうの方針を伝えながら、入園時についてはそれを了解してもらって入れている。しかも、幼稚園については公立幼稚園は南那須の幼稚園かあるいは烏山にある私立の幼稚園かということで、選択肢は保護者あるいは子供に任せるという形で進めていると思うんですが、境保育園につきましては、今回、そういう方針でいるんだろうというふうには思っていました、具体的に今中身が出ましたので、境中学校の統合に見られるようなああいう混乱は極めて困ります。

そういう意味で、もう既に保護者にはそのことは伝えてあるのかどうか。あるいは事務レベルでも境保育園にいる職員についても、いろいろな形でいろいろなことを聞かれると思うんですが、その辺は本部と気持ちが一体となって進めているのかどうか。それと、例えばすすく保育園に移行したいという希望者が多い場合、その場合には送迎等については十分、例えば境地区のほうにまで送迎の問題がないように対処していただきたい。そういう点でどのようにその辺はなっているのか、ご説明いただきたいと思うんですが。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 境保育園の件につきましては、この前の2月の旧境小学校、東小学校等の説明会を兼ねた会の境分館の説明会においても、保育園をどうするんだというお話がございました。基本的にこども課長のようなお話を申し上げて、その際は十分地元で説明会等を開いてご理解いただきながら、そういったことを進めてまいりたいということで、地元には十分その前にお話し申し上げたい。そういう話はしてございます。

なお、こんどすすく保育園になりまして、定員100名、当然それなりに施設が充実してまいります。したがって、これからの保育園も延長保育を整備すれば、例えば朝早くから遅くまで子供さんが預けられるということになれば、当然それぞれの勤務の場所、時間帯によって保護者の送迎も可能だろうと思います。そんなことも含めて、送迎についてはその際、地域の方、保護者の方と十分話を煮詰めて、そのとき対応してまいりたいと感じてございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） だから、事務局と現場の保育園との間で意思統一されていますか

という話です。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 保育園については、これはこちらの専決事項になりますので、そういった計画が出れば、当然職員の異動も絡みますし、また地元の保護者と保育園の保育士といった方の対応もございますので、その際には適切な時期にそういったことが出れば、園長を初め保育士にはそういうことをお話し申し上げたいと思っております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 出ればじゃなくて方針はこっち側がこういうことでやりますよというふうに伝えなくちゃだめですよ。地元から問題が出ればなんていうそういう短絡的なことではなくて、こういう議会という公の場で方針を発表したわけですから、例えば職員についてはこういう方針でやるぞというのと、こういう方針でやるということを、保護者を集めてこういう方針でいきますよ。園児募集についてもこういうふうにします。皆さんのご意見はどうでしょうか。それと、地域の皆さんにも保護者にもそういうことで説明した。地域の皆さんにもご理解いただきたいということで、間髪を入れずにどんどん進めないと疑問、疑惑がわいて、やっぱりそうだったんだと言って、また境中学校の統合問題のように議員なんかはその板挟みに入って大変だったんですよ。

副市長だって知っているでしょう。だから、そういう意味で例えば保護者なんかは統合絶対反対なんていうことは考えていないんですよ。というのはやはり子供がいないというのはわかっていますから、ただ、来年からなんて言われるのが一番心の準備もいろいろな保育の準備も進んでないわけですから、そういう意味で非常に問題があるというのが1つ。

あとは保育料もへき地保育所は無認可ですから、これはちゃんとした料金の低い設定の保育料になっていますが、これが野上のすくすく保育園に行けば、これはちゃんとした認可保育園でしょうから、ちゃんと国の基準に沿った軽減措置はあるにしても、そういう保育園になるんでしょうから、その辺も含めて保護者にとっては非常に負担が重くなるわけなんですから、そういう意味ではそういうリスクを背負ってもらうんだということを前提に、やはり行政の側がもっともっと丁寧に説明し、意見を聞きながら、情報公開を徹底しながら理解を求めていくということをやってもらわないと、何か問題があったら答えますよなんていう立場じゃなくて、こっち側が出向いて行ってどんどん説明するというのでやっていただきたいと思うんですが、その辺、市長いかがですか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ご指摘の意見は私も同感でありますので、過日の跡地利用検討委員会の中では副市長をキャップに説明会に執行部も参じましたが、意見を踏まえて私どもの考え

方を私が説明をして、徹底した説明責任を果たすことといたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） 保護者会との打ち合わせということなのですが、実はことしに入ってからやろうと思ったんですが、保護者会長がどこの幼稚園などでもそうなのですが、年長さんの親御さんがなされているケースがほとんどなんですね。新年度になってからやっていただけませんかという申し入れがあったものですから、境保育園については4月11日に新しい保護者の保護者会総会が予定されておりますので、その席に出向きまして市の方針等を伝えながら、当然要望事項等も出てくると思いますので、その辺の調整については今後2年間をかけて、あわてないで要望を聞きながら進めていく考えでございます。

以上です。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 禍根のないようにそこはしてもらいたいということを踏まえて、したがって保育料は国の基準どおりになるんですね。そのことが1つと。

あとは、この間、文教福祉常任委員会が改修途中の保育園になるところを視察しましたが、しかし、野上小学校の校長室が職員室になるというふうに聞いたんですけど、職員室にしては極めて狭いんですね。ロッカーを並べたら身動きとれない、机も並べられないような状況というふうに私たちはお見受けしたんですが、その場合、2階部分というか、公民館部分の1室も使うようなことになるのかならないのか。その辺は内部でちゃんと意思統一されているのかどうか。その辺も含めて、実際のすくすく保育園、旧野上小学校の利用についての打ち合わせができているのかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） 現時点では、2階へ上がっていく階段はふさがれておりますので、一たん外に出てからしか2階には上がれないという状況になっておりますので、例えば2階に職員室をもっていった。面積的には何ら場所的にも問題ないんですけども、子供たちに目が届かなくなってしまうとか。（「ロッカーとか」の声あり）そういうものについて2階を利用するということはやぶさかでないと思います。

いろいろ前から問題が出ていますけれども、限られた場所に後づけみたいな形で整備しておりますので、どうしても子供たちの部屋を優先したという経緯がありまして、結果的に職員室の面積だけしかとれなかったというのが本当のところだと思うので、ロッカーとか物置等については2階が相当あいているわけですから、その辺をうまく利用する方向も考えながら、実は今月の28日、29日の土日を利用して引っ越し作業をする予定でおりますので、その時点で物

の収まりぐあい等を見ながら新年度オープンに向けて万全を期していきたいというふうに考えております。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第16 議案第32号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第16 議案第32号 那須烏山市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第32号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、平成21年度から平成23年度を計画期間とする那須烏山市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画並びに同計画期間中のサービス見込み料及び保険料の推計によ

り、第1号被保険者の介護保険料と率を定めるものであります。

第4期計画期間の保険料基準月額が3,506円となり、第3期計画期間と比較をいたしますと95円、2.79%の上昇となります。

また、平成20年度まで行われておりました激変緩和措置の終了に伴い、保険料の急激な上昇を抑えるため、第4段階を細分化するとともに、現在の第5段階の間に新たな区分を設け、弾力化を図りました。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせていただきますので、慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

健康福祉課長 斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それでは、議案第32号那須烏山市介護保険条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。先ほど市長の説明にありましたように、この一部改正につきましては、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画期間における保険料率を改正するものでございます。

第2条の保険料率の設定につきまして、人口及び被保険者数の推計、要介護、要支援認定者数の推計、介護従事者の報酬改定、おおむね3%程度でございますが、それらを見込んだ居宅サービスや施設サービス費等の給付費の推計、さらに地域支援事業の見込み、新たな段階区分の設定、介護財政調整基金の繰入などを考慮いたしまして、保険料基準年額を年額で4万2,100円とさせていただきますと思います。

これは平成18年度から平成20年度までの第3期計画期間の年額4万900円と比較いたしますと、金額で1,200円、率で2.79%の上昇となります。あわせて保険料の上昇を抑える対策といたしまして、先ほど市長の説明にありましたように7段階の区分であったものを、8段階に細分化いたしました。さらに、細則で保険料率の特例を設けまして、平成21年度は平成20年度と同額に、また平成22年度はその額の2分の1に、平成23年度で上昇分の保険料となるようにすることといたします。さらに、最大4段階についても2つに分けまして、急激な上昇を抑えることといたしております。これらの措置は国から交付される処遇改善特例交付金を活用することといたしております。

なお、この条例の施行日は平成21年4月1日からといたします。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第32号の介護保険条例の一部改正についてでございますが、これは今度の3年ごとに行われます介護保険の事業計画保険料の見直しの中で行われているものでありますが、今回、介護報酬が3%引き上がる。これは劣悪な労働条件の中で、人材不足で介護の従事者がいないということで引き上げるわけですが、実際には5%ぐらい上げないと、厚生労働省が言う1人2万円の賃上げにはならないというようなことで問題となっておりますが、その介護報酬の引き上げに伴う保険料の値上げの激変緩和措置として1,154億円を全国に渡して基金を創設して、これは議案第21条で提案された基金だと思いますが、それを投入するということでもあります。

しかし、問題なのはそういう激変緩和措置をとっても、全体では3年後には値上がりになるというようなことであります。それで、平成19年度の決算書などを見ますと、3,700万円というのが基金繰り入れになっておりますが、平成20年もあわせて現在、介護保険の財政調整基金というものは幾らになっているのか。私としては国の激変緩和措置はもちろんです、実際に介護保険料を払っていても現場では介護サービスが適用されないということで、このような歳入差し引きの差額が出ていて、そのうちの半分ぐらいが基金として繰り入れられているのではないかなというふうに思うんですけども、そういうものはできる限りこれを払っているお年寄りにお返しして、介護保険の保険料の値上げにならないような方策に使っていただきたいというふうに思うんですが、その辺の中身がどのようなになっているのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 現在の基金の総額ですけれども、平成20年末で1億7,190万円ほどございます。それのおおむね2カ月分、これは給付費が急激な伸び等があった場合のことを考慮いたしまして、2カ月分を残しまして全額介護保険のほうに繰り入れをする予定でございます。新年度予算です。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 正確に申しますと、平成19年度の決算で基金繰り入れが3,700万円ですよ。それを繰り入れて1億7,130万円と聞いています。それに平成20年度決算、これは見込みですが、足すと1億9,000万円になる予定。そのうちの2カ月分ぐらいを残して繰り入れるというのがお話でございました。

そういうことですが、そこで実際に今、7段階の保険料が今度は2つふえて9段階になるんですよ。それぞれ人数をお聞きしました。そういう中で、3年間で丸々値上がりにならない

というか、値下がりになる方が4段階の80万円以下という方、それと5段階の方、これが3,500人弱です。それと、3年間で値上がりになる方が4,849人ということで、約6割ですね。4割の方は3年間で値上がりにならないけれども、6割の方は値上がりになる。そういうような内容だというふうに思ったんですが、この辺、もう少し調整をして3年間値上がりにならないような方策がとれなかったかどうか。その辺をお聞きして私の質問は終わりたいと思います。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） ご存じのように、本市の高齢化率は進んでおりまして、年々65歳以上の人口はふえております。それらに伴いまして、どうしても介護給付費の上昇はなかなか抑えられない現状にあります。さらに、皆様の要望によりまして、特別養護老人ホーム等の待ち受けの方がそれぞれの施設で正確な数字はなかなかわからないんですが、200人前後はおられるのかなと、南那須地区の愛和苑、烏山地区の敬愛荘でそれぞれに200人程度、さらに特別養護老人ホームと老健施設でも待ち受けの方がいるようでございます。

そういった状況を踏まえまして、地域密着型の特老も次期計画では考えてございます。それら等を考慮しますと、なかなか保険料の現状維持というのは難しゅうございまして、若干の値上げになっているのが現状でございます。

以上でございます。

○16番（平塚英教君） 納得はしないですけど、わかりました。

○議長（水上正治君） ほかにございせんか。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 1点についてお伺いします。この保険料の徴収区分が変わったわけなんですけど、それで市の保険料は多分ふえるのかと思います。平成21年、平成22年、平成23年、それぞれいかほどの保険料が増収になるのか、およその額で結構ですから、わかりましたらお答え願いたいと思います。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 現在平成21年度の当初予算を計上しておりますけれども、その時点で480万円でございます。その次の年もおおむね500万円程度の保険料の徴収額がふえてくるのかなと思いますので、おおむね500万円ぐらいつつ3年間で上がっていくのかなという感じはいたします。

以上でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第32号 市介護保険条例の一部改正についてでございますが、これらは今後3年間の介護保険事業の計画に沿って保険料等の値上げを提案しているものであります。これにつきましては、先ほど質疑の中でお話ししましたように、今現在、介護保険では1億9,000万円の基金がある。こういう中で国の介護保険の保険料値上げを緩和するための措置として、交付金をもらって調整するということではありますが、それでもお年寄りの皆さん、全体では8,350人、この介護保険の保険料を納める方がいますけれども、その6割近くが3年間では保険料の値上がりになるということでもあります。

実際、介護の現場ではなるべく介護保険の適用がされないようなさまざまな規制が強められている中で、保険料だけがこのように上がるということについては私は納得できません。国及び地方自治体の責任において納得のいく介護保険が実施されますよう求めまして、この介護保険料の3年間の値上げには反対であります。

以上。

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第32号について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時21分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第17 議案第33号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 次に、日程第17 議案第33号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第33号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件の内容は、国において路線価等の見直しにより、道路法施行令の一部が改正され、平成20年4月から指定区間内の国道にかかる占用料の額が改正されたこと、また、県道にかかる占用料についても栃木県道路占用料徴収条例の一部が改正され、平成21年4月から占用料の額が改正されることに伴い、これらの占用料の額と均衡を図るための所要の整備を行うものがあります。

詳細につきましては、都市建設課長より補足説明をさせますので、慎重ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） ただいま上程になりました那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

改正内容については、栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例に準拠して、那須烏山市道路占用料徴収条例の別表を備考以外の部分を改正するものでございます。

まず、法第32条第1項第1号に掲げます工作物の電柱、電線、変圧器、郵便差し出し箱、公衆電話、広告塔に類する工作物の占用料の改正であります。

次に、地下に埋設する管、例えばガス管等について、径の太さにより現行の6区分に分け、道路の占用料を徴している道路法施行令が、占用の実態にかんがみ9区分化されました。那須烏山市においても、政令及び県に準拠した管径区分に改正するものであります。

次の同条第1項第3号及び第4号に掲げる施設以下については、現在該当する施設はござい

ませんので、占用料として徴収することができるとなっておりますので、条例で定めるものでございます。

以上の改正に伴う占用料の減収は対前年比256万8,000円減、率で約60%減を見込んでいるところでございます。占用料の大口については、東京電力関係で対前年比約58%減、NTTその他関係で対前年比55%減を見込んでいるところでございます。

なお、この条例の施行については平成21年4月1日を予定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第18 議案第34号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第18 議案第34号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第34号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、学校保健法等の一部を改正する法律が制定され、学校給食法についても一部が改正されたことに伴い、関係いたします市条例の引用条文等について所要の改正を行うものでございます。ご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第19 議案第35号 那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例の一部  
改正について

○議長（水上正治君） 日程第19 議案第35号 那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第35号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年4月1日烏山南公民館の開設にあわせ、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） それでは、お手元の改正条例案をお開きいただきたいと思います。この改正は、公民館活動の拠点を野上小学校跡地に移転するための改正でございます。名称につきましては幅広い公民館活動を進めるために、那須烏山市烏山南公民館としたものでございます。

位置につきましては、野上小学校跡地の地番を表示したものでございます。別表の改正につきましては、新たに音楽室を設置いたしましたので、音楽室の使用料金を4時間以内500円、4時間を超える場合に1,000円として追加するものでございます。

今後はこれまで以上に利用拡大を図りまして、公民館活動の充実を進めてまいりたいと思います。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 使用料の件でお聞きしたいんですけれども、この使用料はほかの公民館と準拠していますか。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 会議室の使用料につきましては、すべての公民館が同一料金になっております。今回は烏山南公民館に音楽室が新たに設置されますので、音楽室の料金を設置させていただきました。

以上でございます。

○1番（松本勝栄君） 了解しました。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 同じような質問なんですけど、あそこにピアノがありましたよね。それ以外に例えば何か楽器類があるのかないのか。そういうものは4時間あそこを借りる場合に無償で貸してもらえるのか。また、別な料金がかかるのか。その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） ピアノの利用につきましては会議室の利用料金の中に入っておりますので、特別ピアノを使用するからとして新たな料金を設定してございません。それ以外の楽器につきましては所持しておりませんので、もし、使用する場合にはご持参いただきたいと思っております。

以上です。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 事前に通告いたしましたとおり4点お伺いします。

まず、使用料は会議室と音楽室は同額になっておりますが、この部屋の面積等により料金というのは決めてあるのでしょうか。

2点目は公民館はこれで5カ所あると思うんですが、音楽室のある公民館というのはほかにあるのかどうか。

3点目に公民館は冷暖房を利用する時期としない時期とがあるわけなんですけど、この料金を同じにしてよいものかどうか。実は旧南那須町では料金は別だったように記憶しているんですけど、合併してからこのように条例も区分がなくなってしまったんですが、この辺の考え。

それと、この冷暖房装置というのはすべての公民館に設置されているのでしょうか。

以上4点お願いします。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） それでは、1点目の使用料につきまして床面積で算定されているかどうかというご質問でございますが、この点につきましては各会議室、多少差がございますが、利用目的別に1部屋幾らということになっております。ですから、どこの公民館につきましても和室を利用されていた場合であっても同じ500円という設定になっております。

2点目の音楽室のある公民館、先ほどご説明申し上げましたように、この烏山南公民館に音楽室という新たな部屋ができましたので、今回設定しましたので、音楽室は烏山南公民館だけ

でございます。

3点目に冷暖房の施設が全部あるかということでございますが、エアコンディションの話でございますれば、南那須公民館と烏山公民館、それ以外は暖房のストーブを設置してございます。

利用料金につきまして器具の利用について設定してはどうかというご意見をいただきまして、確かに器具を使った場合と使わない場合では市の負担は違うわけでございますが、現行の段階におきましては、施設の利用にあわせました料金体系はつくっておりませんので、一般的な利用という考え方で料金設定させていただいております。

もし、施設が相当レベルの高い施設で、例えば音響設備を使う場合に幾らとか、そういう設定というのは新たなすばらしい施設の場合はそういう設定も考えられますが、今の段階は一般的な会議室の利用ということでそういう考え方で利用させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第20 議案第36号から日程第22 議案第38号までの3議案

を一括議題としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

---

◎日程第20 議案第36号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

◎日程第21 議案第37号 二宮町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について

◎日程第22 議案第38号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合同規約の変更について

○議長（水上正治君） したがって、議案第36号、議案第37号、議案第38号の3議案を一括して議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第36号、第37号、第38号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年3月23日から二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する廃置分合に伴い、提案いたすものであります。

議案第36号及び第37号は、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、同事務組合同規約を変更すること、及び同事務組合において共同処理する事務のうち、議員公務災害補償の事務にかかる財産処分について協議依頼がありましたので、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

議案第38号は、二宮町を真岡市に編入する廃置分合に伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県後期高齢者医療広域連合同規約を変更することについて関係地方公共団体と協議をしたいので、地方自治法第291条の11の規定により提案をするものであります。何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

日程第20 議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第22 議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎日程第23 議案第39号 市有財産の譲渡について

○議長（水上正治君） 日程第23 議案第39号 市有財産の譲渡についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第39号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在の向田公民館は活動区域を向田地区とする公民館事業の拠点施設として、各種講座の開催やまた集会施設として昭和59年に建設をされたものであります。今般近接する野上小学校跡地に本年4月1日をもって烏山南公民館が開館をし、当施設の機能を移管することとなります。

したがいまして、向田公民館は廃止し、敷地の賃貸契約を解除することとなります。これらに伴いまして、この敷地の所有者である澤村 馨氏に本施設を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、本案を提出いたすものであります。

詳細につきましては、生涯学習課長に説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） それでは、説明申し上げたいと思います。

財産の譲渡の方法につきましては、那須烏山市財産の交換、贈与、無償譲渡等に関する条例の規定によって譲渡する方法と、議会の議決によって譲渡する方法が地方自治法に規定されております。この物件につきましては、私人に譲渡するものとしまして議会にご提案するものでございます。

提案する根拠といたしましては、建物の課税評価額が381万6,973円と算定されました。解体処分に要する費用は927万1,500円と設定しております。敷地の所有者でございます澤村 馨氏からの申し出による財産の無償譲渡につきましては、市が平成20年3月の定例議会にご決定いただきました解体費用分927万1,500円が不用となる利益を得ることになります。また、譲渡する財産の評価が解体処分費用を下回っていることから、市においては譲渡による不利益をこうむっていないこととなります。

以上のことから、行政事務について阻害要件がないということから、譲渡を提案するものでございます。譲渡の時期は賃貸契約が解消されます平成21年4月1日として譲渡金額は無償とするものでございます。譲渡先は敷地の所有者であります澤村 馨氏とするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 1点お伺いします。向田公民館の評価額の算定基礎について1点お伺いします。それともう1点、これは確認をしたいんですが、この間、全員協議会の席上、課長の説明によりますと、解体の工事費予算はおよそ982万円、そのうち駐車場を畑に戻す工事で204万7,500円、残りの767万2,000円ほどは不用額として来年度に流す。そのような説明でしたが、それで間違いありませんか。

以上2点です。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 課税評価額の算定方法につきましては、固定資産税の算定評価基準に基づきまして、家屋評価をいただきました。そして、再建築費は算定されます。その再建築費に対しまして経年減点の補正をした金額が三百何がしの評価金額となっております。算定の仕方は以上でございます。

もう1点につきまして、不用額の処理でございますが、当然支出しない不用額につきまして繰越金額ということで不用額処理をさせていただきます。

以上です。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） そうしますと、この381万6,973円というのは、今もうこれだけの価値があるとそうみなしてよろしいわけですね。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 資産の価値の判断は2通りございます。1つは税法上の減価償却の方法がございまして、もう1点は課税の課税評価の資産の価値ということで、本来ならば減価償却ですと22年が減価償却の限度で、この建物は24年を経過しておりますので、残存価格のみ。今回の税法改正で残存価格も減価償却できる状態になっておりますから、ほぼゼロ円に近い状態になりますが、私たち市といたしましては、その財産を譲渡した後に課税するという義務が生じますので、私たちの生涯学習課の資産の評価としまして課税評価額を議会のほうに提示させていただきました。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかにないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑

を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第23 議案第39号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第24 議案第11号から日程33 議案第20号までの平成20年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の10議案を一括議題としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

- 
- ◎日程第24 議案第11号 平成20年度那須烏山市一般会計補正予算について
  - ◎日程第25 議案第12号 平成20年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について
  - ◎日程第26 議案第13号 平成20年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算について
  - ◎日程第27 議案第14号 平成20年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について
  - ◎日程第28 議案第15号 平成20年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算について
  - ◎日程第29 議案第16号 平成20年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について

- ◎日程第30 議案第17号 平成20年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- ◎日程第31 議案第18号 平成20年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について
- ◎日程第32 議案第19号 平成20年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について
- ◎日程第33 議案第20号 平成20年度那須烏山市水道事業会計補正予算について

○議長（水上正治君） したがって、議案第11号から議案第20号までの10議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第11号から第20号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第11号 平成20年度那須烏山市一般会計補正予算第4号についてであります。概要であります。補正予算額7億2,077万7,000円を増額し、予算総額を120億4,952万6,000円とするものでございます。内容であります。一般会計補正予算第4号につきましては、国の第2次補正予算に伴う事業費及び緊急経済対策事業費の実施による大幅な追加措置をいたしました。そのほかは事業費の確定や精算に伴うもの、また、速やかに対応しなければならない事務事業が生じたことから、補正予算を編成をさせていただきました。

主たる内容は次のとおりでございます。歳出でございますが、総務費は積立金として市有施設整備基金に初音地内の市有地を売却した8,400万円及び地域活性化生活対策臨時交付金の6,000万円を積み立てることにいたしました。なお、地域活性化生活対策臨時交付金に積み立てる額につきましては、次年度に充当できるということから、新年度予算において同額の基金繰入金及び対象事業費を計上させていただいております。

財産管理費は地域活性化生活対策臨時交付金対象事業といたしましては、地デジ化対策のテレビ、DVD購入を年次計画で購入するための予算措置を講じました。また、国の第2次補正予算に伴う地域ICT利活用モデル事業の追加と定額給付金事業を新たに計上いたしました。

民生費は国の第2次補正予算の子育て応援特別手当交付金事業及び介護報酬改定に伴う抑制特別対策としての介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金を新たに計上いたしました。また、

国民健康保険特別会計繰出金を増額補正し、事業費の精査に伴い障害者自立支援事業費、障害者給付費、私立保育施設運営委託事業費及び生活保護扶助費については減額補正することといたしました。

衛生費は、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計繰出金を減額補正をいたしております。また、予防費に新型インフルエンザ対策費を新たに計上しております。

農林水産業費についてであります。畜産基盤整備事業費や県単独土地改良事業など事業費の確定に伴い減額となりました。

商工費につきましては、緊急経済対策としてプレミアム商品券発行に伴う支援費及び山あげ会館三面マルチ映像修繕整備費を新たに計上いたしました。

土木費につきましては、事業費の精査と緊急経済対策としての道路整備費を前倒しで1路線計上いたしております。

消防費につきましても、緊急経済対策として防災行政無線維持補修費を追加計上いたしております。

教育費は学校整備計画を進めております烏山小中学校耐震化対策事業と緊急経済対策として実施設計委託料を前倒しで計上いたしております。

社会教育費は事業費の確定により減額補正及び烏山プール整備工事を緊急経済対策として追加計上いたしました。

歳入につきましては、市税は個人市民税及び固定資産税を中心に5,434万6,000円の増額補正といたしました。地方譲与税、地方消費税、国の経済情勢の悪化により減額といたしております。地方交付税は確定をいたしました普通交付税分4,740万1,000円を増額いたしております。

国庫支出金は主に国の第2次補正予算補助金による地域活性化、生活対策、臨時交付金2億139万8,000円、定額給付金給付事業費補助金が4億9,554万9,000円、地域ICT利活用モデル構築事業委託金3,599万2,000円と子育て応援特別手当交付金1,628万6,000円を措置をいたしております。

県支出金は事業の確定、精算に伴い、主に保険基盤安定負担金を増額し、児童福祉費関係補助金や畜産基盤再編総合整備事業を減額補正するものであります。財産収入は初音地内の市有地8,400万円で売却をしたものであります。

繰入金については、精算に伴う老人保健特別会計繰入金を見込み、減債基金及び財政調整基金については減額することといたしました。また、市債は事業費の確定に伴い減額補正をするものであります。

寄附金につきましては、日信工業（株）栃木開発センター様、那須烏山市婦人会様、日本盆

裁協会那須烏山支部様、福澤一宏様、匿名3名様、南那須工業者懇話会様から賜りましたが、その趣旨に沿いまして予算措置をいたしております。ここにご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告を申し上げます。

次に議案第12号は、那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第3号についてであります。まず、事業勘定の補正予算額は歳入歳出額からそれぞれ4,229万8,000円を減額し、補正後の予算総額33億211万4,000円とするものであります。内容でございますが、保険給付費に不足が生じる見込みのための所要額及び介護納付金並びに共同事業拠出金の確定に伴う所要額を計上したものでございますが、これら財源につきましては、国県支出金及び一般財源への財源振替をもって措置をいたしております。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

次は議案第13号 那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算第3号についてであります。今回の補正予算額は、歳入歳出額にそれぞれ22万6,000円を追加し、補正後の予算総額を5,861万6,000円とするものであります。内容につきましては、医療器具の修繕費に不足額が生じる見込みとなるために、その所要額を措置したものであります。これらの財源につきましては、繰越金で措置をいたしております。

次は議案第14号 那須烏山市老人保健特別会計補正予算第2号についてであります。今回、提案をさせていただきます補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ6,685万7,000円を追加し、補正後の予算総額を3億9,612万8,000円とするものであります。内容でございますが、平成19年度の老人保健医療費の額の確定に伴い、平成20年度において精算を行うもので、国庫負担金及び県費負担金の確定に伴う医療費交付金にかかる一般会計繰出金の精算を計上したものであります。これらの財源につきましては、国庫負担金及び県費負担金と前年度繰越金をもって措置をいたしております。

次は議案第15号 那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてであります。今回、提案をいたします補正予算は、歳入歳出額それぞれ4,990万5,000円を減額し、補正後の予算総額2億5,752万4,000円とするものであります。内容につきましては、後期高齢者医療制度保険料算定の精査に伴い、歳入科目の徴収保険料と歳出科目の広域連合納付金をともに減額するものであります。

この減額のうち主なものは、昨年7月の低所得者へのさらなる保険料軽減等を行った特別対策実施に伴うもので、この保険料軽減分については保険基盤安定制度負担金により措置をされ、繰入金の増額をあわせて計上しております。

また、これらの特別対策に関しましては、平成21年度も引き続き対策が講じられることが決定し、そのために必要な電算システム改修費用を計上いたしました。この財源につきまして

は、国庫補助金で措置されることとなりましたので、必要な予算を計上いたしております。

次は議案第16号であります。那須烏山市介護保険特別会計補正予算第3号についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、歳入歳出額からそれぞれ4,386万円を減額し、補正後の予算総額19億5,053万4,000円とするものであります。内容でございますが、歳出ではこれまでの実績から見込んだ介護給付費等の各目の過不足を補正するほか、介護保険制度改正に伴う電算システム改修費の計上、人件費、積立金等を補正し、歳入では保険料及び国庫県支出金支払基金交付金等の補正並びに関連する充当財源の補正であります。また、基金繰入金につきましては、当初予算で2,154万8,000円を見込んでおりましたが、給付費の総体的な減額により繰り入れをしないことといたしております。

次は議案第17号 那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、事業費等を精査し、その所要額37万円を計上し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5,733万円とするものであります。この財源につきましては、加入金、使用料及び一般会計繰入金の精査をもって措置をいたしております。

次は議案第18号 平成20年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第3号についてであります。今回提案をいたしました補正予算は、職員人件費及び事業費を精査し、その所要額を8万8,000円計上し、補正後の予算を歳入歳出4億1,264万3,000円とするものであります。財源につきましては、受益者負担金、一般会計繰入金の精査をもって措置をいたしております。

次は議案第19号 那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。今回の補正予算の主な内容は、事業費等の精査による維持管理費、施設整備費及び公債費の減額であります。歳入につきましては水道使用料、前年度繰越金で措置をし、一般会計繰入金等を減額するものであります。

歳出につきましては、維持管理費、施設整備費及び公債費を減額するものであります。歳入歳出それぞれ258万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億688万7,000円とするものであります。

次は議案第20号 那須烏山市水道事業会計補正予算第3号についてであります。今回の補正予算の主な内容は、景気の悪化等による水道使用料等の減額、職員数の減に伴う人件費等の削減、工事費等の確定による建設改良費及び企業債の繰上償還に伴う償還元金の減額であります。

収益的収入は、水道使用料等を2,150万2,000円減額し6億476万4,000円とさせていただきます。支出につきましては、総係費等を2,050万7,000円減額し、6億1,640万5,000円とするものであります。

資本的収入は企業債等を1,908万3,000円減額し6億3,752万3,000円とさせていただきます。支出は、建設改良費等を1,723万3,000円減額し8億6,898万5,000円とするものであります。資本的収支不足額は当年度損益勘定留保資金をもって補てんをさせていただいております。

以上、一括上程をさせていただきました議案第11号から議案第20号までの提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番大野 暉君。

○12番（大野 暉君） 一般会計補正予算の中で、ちょっとわからないところがあるのでお聞きしたいんですが、26ページの農林水産業費の中の農業振興費の中で、需要対応型園芸産地育成事業費、これはどういったことなのか。ちょっとわからないので詳しく説明をしていただけたらありがたいと思います。

次に28ページの商工費の中の観光施設費の中、山あげ会館の施設整備費950万円、これはどういった施設整備にかかったのか。これをお聞きしたいと思います。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） ただいまの需要対応型園芸産地育成事業の内容でございますが、これはナシの新しい品種あきづきの産地育成ということで、ナシ棚の整備費でございます。事業主体は農協になりますが、3戸の農家、面積にして4,130平米の事業でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） 山あげ会館施設整備費950万円でございます。この950万円につきましては、山あげ会館は平成3年にオープンいたしまして、その中の施設がロボットのジオラマとか映像システムが非常に老朽化しておりまして、何度か修理はしております。今回、三面マルチのスクリーンを新しくすることになります。

今までの三面マルチは、ただいま申し上げましたように平成3年以来、機械については何度か修理はしてはしておりましたが、映像はそのままでございますので、今回新しく映像を撮りなおし、また機械についても三面マルチから単体のスクリーンということでハイビジョン対応のプロジェクター、また、メディアカードのプレーヤー等機械を新しくする。

また、山あげ祭制作の準備の段階からお祭りの本番までの基本制作のソフト、この金額等で950万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） それでは、一般会計だけお聞きしたいんですが、まず、6ページの市有施設地上波デジタル放送機器購入事業というのがありますが、これはどういう内容でしょうか。前から言っておりますように市民レベルのデジタル放送に向けての対応でございますが、新聞報道では県のほうで今年度1,700万円の予算をつけて3年間進めるということですが、その県との対応で本市においても参加協議をしながら進めるというような準備がされているかどうか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

その三面マルチスクリーンの工期というのはいつまでですかね。それが1つ。

それと8ページの児童福祉施設整備事業というのは、野上小学校の保育所と公民館の改修のための起債かなというふうに思われるんですが、そうかどうか。さらにそれは合併特例債等を使用というふうに考えていいのかどうか。その辺を教えてください。

次に、支出のほうですが、20ページの行政情報化構築費140万9,000円という中身を教えてください。

地域ICT利活用モデル構築事業というのが3,600万円近く予算がついておりますが、これは烏山小学校を中心として今進めていますが、それに3,600万円ほど補正がついたということですが、これは今年度中にこのICT利活用モデル構築事業を広げるというような理解なのか。その辺お示しをいただきたいと思います。

21ページの定額給付金給付事業費であります。4億9,555万2,000円ということでございまして、市民レベルには4億8,000万円が支給対象金額かと思われるんですが、残りの分が事務経費と考えていいのかどうか。

今、下野新聞などを見ますと、年度内支給を目指しているのが2割ぐらい、あとは本市も含めて5月ごろというふうに聞いておりますが、その辺、総合政策課あたりを中心に対策を進めていると思うんですけども、全市民を対象に本人並びにそのご家族の意向を確認して申請により口座番号を聞いて、その口座に振り込むというような考え方でいいのかどうか。その際、役所に出向けないような方がいたりする場合があります。そういうのをどうするのか。

さらには、選挙の有権者ではありませんが、3カ月間住んでいないと住民として認定されませんよね。その辺の線引きですね、この方は市民だということで支給するわけですが、短期間に那須烏山市に住んで、またほかの自治体に行ってまた二重にもらうなんていうことが可能なかどうか。そこら辺は当然そういうことがないような対応がされるかなというふうには思うんですが、その辺の事務手続き上の対策というか協議というかはどのようにするのか。その事務についてもどのぐらいの事務員が、例えば選挙事務ではありませんが全職員対象でやるとか、

そんな感じでやるのか。それとも、何人かピックアップした人たちだけでやるのか。その辺の対応についてご説明をいただきたいと思います。

23ページの介護従事者処遇改善臨時特例基金費というのが1,513万4,000円とありますが、これが先ほどの第21条の基金というふうに理解していいのかどうか。国から来るお金は1,513万4,000円の交付金というような理解でいいのか。その辺を確認をしておきたいと思います。

次に、24ページの子育て応援特別手当交付金事業であります。この事業内容と対象者は何人ぐらいいらっしゃるのか。

32ページの文化財調査費というのが446万7,000円減額されておりますが、これはいかなる理由なのか求めまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） まず、6ページの中の市有施設地上波デジタル放送機器購入事業関係であります。この事業につきましては生活対策臨時交付金の対象事業としておりますので、私のほうから説明をしたいと思います。

これは先ほど市長の提案理由の説明の中にもあったかと思いますが、地上波対応のテレビとDVD、特に今回は保育園、幼稚園、こども館を中心としました、さらに両庁舎、烏山庁舎、南那須庁舎、1台ずつではありますけれども、とりあえずこれらの施設の地上波対応のテレビとDVDを購入する費用等でございます。

次に、起債の関係です。8ページの起債の関係であります。今回、増額補正しております。これにつきましては今回すくすく保育園になるわけですが、この保育園の遊具プラス厨房器具、要するに給食施設、子供さんに給食を出しますので、その厨房施設の器具、これらについても起債の対象になるということでございますので、今回700万円増額の合併特例債でありますけれども、増額で起債を起すことといたしたものでございます。

20ページの中の行政情報化の構築費140万9,000円の関係であります。今回、すくすく保育園が開園いたします。烏山南公民館もあわせての建物でございますが、これらの保育園と南那須にありますここに保育園、つくし幼稚園、これらを結びますLANの構築費等でございます。

2点目、烏山庁舎と烏山公民館、烏山図書館、こども館を結びます、これらを光ケーブルにします。現在はADSLというもので対応しておりますが、Bフレッツ、いわゆる光ケーブルに改める事業でございます。

地域ICT関係であります3,599万2,000円の関係のものであります。これにつきましては提案理由にもございましたが、国の第2次補正予算に関連するものでございます。今

回予定しております事業内容は、平成20年度に実施をいたしました児童見守りシステムの構築ということで、烏山小学校は既に運用を開始しておりますが、今回、予定しておりますのが市内全小学校にこれらを広げたい。その事業費でございます。

現在はバスでの通学の児童を対象としておりますけれども、徒歩での通学児童も含めた全児童を対象として安否確認を行いたいというようなことで、各小学校の昇降口等にカードリーダーといいますか、タッチできるシステムを設置いたしまして、全児童を対象とした見守りシステムの構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

2点目であります。健康確認システムの構築であります。平成20年度に構築をしました健康確認システム、これは携帯電話を利用しました歩数情報に基づいた健康確認システム、これは既に構築されておりますけれども、平成21年度に新たに健康器具等を利用した健康システムを構築する予定にしておりますので、平成20年度に構築したものと平成21年度に開発を予定しておりますシステムとの連携をするための事業でございます。

防災対策の関連システムということで、これは栃木テレビと連携をしましたデータ放送による情報の配信ということで、栃木テレビから画面を通じて万が一の災害等の情報を伝達できるシステムを開発する予定といたしております。

以上が地域ICT関係の事業等でございます。

次に、定額給付金関係であります。今後の支給あるいは事務推進等につきましては庁内で事務推進班を設置しております。班長が健康福祉課長でございますので、そのことについては健康福祉課長から答弁をお願いしたいと思います。予算につきましては総合政策課で計上した関係上、私のほうから説明をさせていただきます。

現時点で想定をしております給付金総額は4億7,718万8,000円でございます。対象者数を申し上げておきますと、3万1,043名でございます。これは外国人も含めての人数でございます。この予算に計上してございます4億9,555万2,000円、差し引いたものにつきましては事務費ということで計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） ただいまの山あげ会館の三面マルチスクリーンの工期の件でございます。平成20年度の補正予算でございますが、明許繰越をしまして平成21年度事業ということにしたいと思っております。先ほども若干触れましたが、山あげ祭、準備の段階から本年度の本番のお祭りのところを相当写していただいて映像ソフトをつくるということでございますので、今後業者が決まり次第、できるだけ早くつくりたいという考え方をしております。

ますが、お祭りが終わった後編集作業も若干かかると思いますので、おおよそですが早くても8月の下旬あたりになるのかなということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 定額給付金の推進班長を仰せつかっておりますので、予算面は総合政策課長ですが、その後の支給の方法等は私のほうからお答えをいたしたいと思いません。

まず、基準日でございますが、これは2月1日現在、住民登録あるいは外国人登録をしております方でございます。それ以前何カ月というのはございません。2月1日時点で住んでいらっしゃる方が対象でございます。

国のほうでおおむね決まるということでございますが、それらに基づきまして申請書をまずTKCのほうにお願いをいたしまして、1万400世帯ぐらいの世帯数がございますので、それらの申請書の封印、封緘等をお願いしまして、それが3月23日の週ぐらいになるのかなと思います。なるべく早くということでございますが、県内市町村ほとんどTKCでございますので、早くて20日あるいは23日ぐらいになるのかなと思います。

それから、1日以降に転出した方とかがございますので、中を全部見ましてそれらの調整をしまして発送となります。それで、発送してから直ちに返送されるものはそのままですが、返送してこない方、直接申請書を持ってこられる方、おおむね半分あるいは6割ぐらいの方がそういうふうな方になるのかなと思いますので、その受付態勢を整えております。烏山庁舎にしましては10名ぐらい、南那須庁舎につきましては7名から8名ぐらいで対応したいと考えております。これは推進班員ばかりではとても対応できませんので、各課に応援を求めて多い課については5名とか、少ない課については1、2名というような形で全課対応をお願いしたいと思っております。

そういった職員体制とは別に臨時職員も1カ月あるいは2カ月程度雇いたいと考えております。定額給付金については以上でございます。

それから、介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、15ページに歳入がありますが、同じ1,513万4,000円、この交付金をそっくり基金として積み立てるということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） 子育て応援手当のご質問がありました。これにつきましては基本的には定額給付金の流れと同じでございますが、18歳未満の子供を養育していて、しか

も2人目以降がちょっと複雑なのでございますが、基準日は平成21年2月1日で、就学前3年間の子を養育している家庭、つまり4歳、5歳、6歳の子、18歳未満2人以上いて4歳、5歳、6歳の子を養育している家庭について子供1人につき3万6,000円、2人いれば7万2,000円という形でございます。

現時点でざっとしたところの数字なんですけど、対象者が約420名程度を見込んでおります。金額にして約1,540万円ほどということで見込んでおります。

以上です。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 文化調査費の減額の理由でございます。この費用につきましては、神道平遺跡の発掘調査、林テレンプの工場建設予定地の発掘調査費の精査したものでございます。446万7,000円減額いたしまして、歳入の負担金につきましても同額を減額する措置をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） おおむね理解したんですけれども、1点目の地上デジタル放送関係の市民レベルの移行に対して、県のほうで1,700万円の補助ができましたよね。そういうことで、県と協議をしながら市民の難視聴地域の解消のための進め方をもう一度確認をしておきたいと思っております。

それと、定額給付金でございますが、おおむね理解はしたんですけれども、本人が封書か何かで返してくるというのが半分ぐらいというふうに見込んでいるんですけれども、それは当然口座番号等がわからないような形の中で役所に戻ってくるというような考え方でいいんでしょうか。

それと、本人が寝たきりとかそういうことで自分でなかなか意思表示ができないような人については、家族がその本人にかわって口座番号を役所にお知らせするということが可能かどうか。

役所においては、個人情報、これは大変な情報でございますので、いろいろな悪用がされる可能性がありますので、その辺、遺漏なきように問題がないように個人情報のセキュリティについては対応してもらいたいというふうに思うんですが、その辺の考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。これについては子供の子育て応援特別手当交付金事業というのも、この定額給付金事業とあわせてやっているというふうな理解でいいのかどうか。全く別建てでやっているのかどうか。その辺、確認をしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 地デジの難視聴の関係でありますけれども、県の予算が新年度予算で盛り込まれたということではありますが、本市においては、現時点では平成21年度については前の議会でも説明をいたしました。平成20年度に地デジの難視聴世帯がどのくらいあるかというようなことで調査をいたしました。その結果、約500から600程度があるのではないかと出ております。

これについては平成21年度中のなるべく早い時期に放送事業者等も含めて、どういう手法でやられたら一番効率的でいいかというようなことを検討していきたいというふうに思っています。その結果によって、県の補助が使えればその中で対応してまいりたいというふうに思っておりますが、事業を実施する場合、国が3分の2、受益者と市町が3分の1、町の持ち出し分のうち2分の1を県が補助しますという制度だというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、平成21年度早い時期にどういう手法で解消していくかということで検討していきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） ちょっと説明が足りませんでした。申請にあたってはいろいろなケースが考えられると思います。したがって、当然、世帯主ばかりではなくご家族であれば問題ありません。奥さんであっても子供さんであってもそれは大丈夫でございます。ただし、委任状とかその申請に当たった方の身分を証明するもの、免許証とか、身分証明と通帳の写は必須でございます。場合によっては、民生委員さん、行政区長さん、この方々も市から任命している方でございますので、その方の身分証明証等があればその方をお願いすることも検討中でございます。

先ほど申し忘れたんですが、支給日につきましては4月中旬以降になろうかと思っております。基本的に振込です。口座がどうしてもない方については現金支給も考えておりますが、振込が終わった後が現金支給ということで、申請に来た方に引き換え券等を渡していついつ来て下さいということになろうかと思っております。そんなところでございます。よろしく願いいたします。

セキュリティにつきましては、住民票を使ってチェックをしなければなりませんので、十分これには注意をして、どの程度までのものにチェックをさせるか。内部で現在検討中でございます。これには十分注意を払いたいと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） 子育て応援特別手当の関連なんですけれども、基本的には先ほど申し上げましたように定額給付金と同時進行で考えております。事務推進班の中で私は受

付のほうの責任者をやるということになっているのでちょっと補足させていただきますが、先ほど班長が言ったように、遅くても23日ぐらいまでにはTKCからの納品を受けて申請書のほうを発送したいと考えております。あわせて子育て応援手当も、これは別建てで発送しますけれども、受付のほうは3月25日ごろから予定をしております。現時点では原則2週間を受付期間として烏山は烏山庁舎の第4会議室、南那須地区に関しては保健福祉センターのロビーを区切りまして、そこで受付事務を行っていきたい。これは土日もやります。土日2回を挟むために2週間受付をする。

基本的には税金の申告などと同じく地区割をさせていただこうと考えております。きょうは境地区、あしたは田野倉地区ですよとか、地区割をしないと多分先にもraitたいから初日にどっと押し寄せて、事務的に煩雑になる危険性もあるので、原則最初の10日間ぐらいは地区割をさせていただいて、残り4日か5日は自由にどうぞという形ということで進めていきますと、先ほど健康福祉課長が言ったように、最初の入金ができるのは20日ごろになってしまうのかなということで現時点では考えております。

以上でございます。

○16番（平塚英教君） ぜひセキュリティだけはしっかりしてください。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 補正の一般についてだけ何点か質問させていただきます。

市税、たばこ税は随分減額になっていて来年度の予算にも出ているんですが、タスポ等が出てきてコンビニの一人勝ちじゃないかという話なんですけど、来年度はことしの前年対比95%で予算を組んでいるようですが、この見通しどおりいくのかどうか。なかなかたばこを吸ってくださいということを今は言えない状態で、買うんでしたら地元でとは言えますけど、たばこを吸ってくださいねと今の時代にはなかなか言えないところが厳しいのかなと思っているんですが、そこら辺の考え方。

それと同じ12ページに入湯税が減額になっていますが、この200万円からの減額の理由と、来年と言わず今後の見通しについてお伺いいたします。

それと、今、定額給付金について話があったんですが、交付する日は大体わかりました。制限、いつまで有効期限があるのか。その話をお伺いいたします。

振込が基本だというんですが、振り込みしますと実際表へお金が出てこないのかなという心配をしているんですね。現金であれば、ちょっと買い物するかなと思うんですが、1回通帳へ入っちゃうとそういう心配もあるのかなと思うんですが、そこら辺の考え方は、今答弁した後でころっと変えちゃうわけにいかないと思うんですが、どんなものかなと。それが1つです。

それと、新年度予算にもちょっと入っているんですが、商品券の発行、当市でも定額給付金

について一部商品券を発行するのかと思うんですが、そのときに商工会も幾らか商店街かどこかわかりませんが、賛同する企業があれば一部それに参加をするのかどうか。その金額等が大体何割ぐらいかとわかれば、その辺のところも公表していただければありがたいと思っています。

問題なのが2月1日現在生きていて2日に死んでも1日現在ですから、これはお金をいただける。こういうことははっきりしているんですが、今現在リストラされて地元へ帰ってきた。住所がなかなか2月1日に入っていなかった。そういう身元のはっきりしない人がもらえない可能性があるんじゃないかという心配をしているところがあるんですね。こういう方々についてはどういう対処をするのか。その辺のところもお伺いするものであります。

22ページ、知事選挙があったわけなんです、これが減額補正になっていますが、これは開票結果が早くて残業代が減ったから減額になったのか。そういう中で当市はどのくらいの時間で開票が終わったのか。県で何番目とか発表があると思うんですが、わかりましたら何番目ぐらいで終わったのか。そういうものがあればお知らせを願いたいと思っております。

○議長（水上正治君） 税務課長高野 悟君。

○税務課長（高野 悟君） 市税の収入の見通しということで、まず、たばこ税の関係でご質問いただきました。この減額補正ということで禁煙者がふえているといったこともありまして、数字の上で毎月申告されて納税されているわけですが、少しずつ減っているというのが現状でございます。そういったことで、新年度予算についても今年度の見通しよりもさらに減収になるだろうということで、新年度予算もそういったことで計上させていただきました。特に、平成20年度の前半はさほど前年度との差はあまりなかったんですが、月を追うに従って少しずつ減ってきているなというところが見られます。そんな状況で今回減額補正をさせていただきました。

入湯税の関係でございます。入湯税、現在市内に5つの温泉施設がございます。そのうち2つの施設について入金がおくれがちということで再三再四、昨年の夏ごろまではおくれていても少しずつ納めていただいたんですが、だんだんその約束した日にちあるいは約束した金額が半分になったり、その日に行ってもあと2、3日待ってくれとか、そういったことでこちらから訪問徴収をしなければ向こうから納められてこないというふうなことなものですから、日にちを約束してこちらから訪問して徴収しているところです。

特に11月ごろからはほんとうに少額になってきてしまってさらに困るということで、私も行きまして細かい打ち合わせをしまして、今までは週1回だったんですが、週2回にさせていただいて、少額でもいいから納めるようにということで今やっているところですが、それも週2回の約束が1回しか納められないとか、そういったことで大変苦慮しているところです。そ

んなところでまことに申しわけありませんが、このぐらいは収納ができないというふうなことを想定しまして、今回予算の減ということにさせていただきました。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それでは、定額給付金についてお答えいたします。

まず、申請期間ですけれども、これは最初に受付をしたときから6カ月でございます。ですから、何名の方かは申請なさらない方がいると思うんですが、そういう方には催促をしたいと思っております。申請する気があるかないかの確認をしないとイケませんので、確認をしたいと思っております。

現金ではどうかという話もございまして、現金給付もいいですよということになると、皆さんやはりすぐ使いたいということもありまして、その会場に殺到して来たり、渡し間違いがあったり、受領印をもらったり、身分証明でその人を確認したり、かなり事務的に煩雑になる部分がございます。したがって、今回は申しわけないんですが、口座振り込みという形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

2月1日以降に出生なされた方あるいは転入なされた方につきましては、請求権はございません。いろいろなケースがあると思うんです。現時点で実はホームレス調査なども行ってございまして、現在、那須烏山市にホームレスの方はおりません。ですから、どうしてももらえないんだという方がおりましたら、ぜひご相談をいただきたいと思っております。住所地をよく調査いたしまして指導するなり、登録をするなり、かなり難しいケースもあるんですね。外国人の居住状況等でもなかなか難しいケースもありますので、現在その辺、検討中でございますので、二重渡しとかそういった渡すのに間違いがないように慎重に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） ただいま定額給付金にあわせた商品券発行の事業の補助金の関係でございます。これにつきましては、現在、商工会としてその総務部会で具体的に定額給付金の支給にあわせて市内の商店街の消費拡大を図るために細かい具体的な事項を今検討しております。

具体的に言いますと、1億円の額面、それにプレミアムが10%、1,000万円ですから、1,000万円の補助が市からの補助ということで総額1億1,000万円の商品券を発行するというところでございます。

商工会の負担といたしましては、この商品券の印刷代とか加盟店のシール、また換金手数料とかそのもろもろの費用を今後早急に詰めてやりたいということで、現在のところの案としては、市内の中に商工会の加盟している店の中で今回の商品券の発行の加盟店をたくさん募集す

るということで、加盟店の負担としては3%ほどを考えているということです。具体的には以上でございます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 栃木県知事選挙の関係ですが、順位は忘れてしまいましたけれども、たしか5位以内に投票所の閉鎖は入っていたのではないかと思います。11時前には投票所を閉鎖いたしましたので、早い時間だったと思っております。

予算関係ですが、選挙委託金で入ってきます公費につきましてはできるだけ必要な備品等に回していきたいという考えもございますので、最終的に数字が固まった段階で開被台の大きな台とか、枚数計算機、自動交付機、そういったお金のかかるものがたくさんありますので、そういった部分に回しながら徐々に備品をそろえていきたいという考えで最終的に精査しております。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） たばこ税、入湯税、これも税務課としては入金がないと非常につらいところがあって、集金に行っても相手があることですから、言い方は悪いですけどもサラ金の取り立てではありませんから、なかなか厳しいことがあって難しいところもあるのかなと思っておりますので、そういう中でも行かないわけにいかない、あげないわけにもいかない、そういう中ではちょっと大変でも足を何度となく運んで集金をしてもらおうという形しかないのかなと思っておりますので、大変でも今後とも継続して頑張ってやっていただきたいと思っております。

それと定額給付金なんですけど、身元がはっきりしない人、さっきいろいろと煩雑なのでそういう人がいたら言ってくださいよという話なんですけど、そこら辺のところはなかなかおれはもらえないんだという人は自分では口にしない人も多いと思うんですね。もらえないという人は要するに住所がないという話でしょう、結論から言うと。そうすると、自分で言いづらい話なんですよ、現実的に。

ですから、そういう部分もなかなか厳しいのかなと思っておりますので、そこら辺のところを広報紙なり何なりできちっとした形でしてもらわないと、自分で行く分にはいいけれども、周りの人におれ、籍ないんだよという人はあまり一般的にいませんから、これも難しいのかなと思っております。

新聞を見ていると、自治体が商品券を発行しているのが多いようですから、やはり地元の活性化を考えたときには一部負担しても地元にお金を落としてもらおう。そういう考え方をすると商品券なり、2,000円ぐらいでしょうから、きっと。3%が商工会の負担なんだろうから、そうするとやはり地元にお金を落としてもらおうためには、ある程度やらないと落ちない

と思っていますので、ぜひともそこら辺のところは加盟店に参加をしてもらって地元で落としてもらうような努力またはそういう指導もしてもらってもいいのかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） ただいま滝田議員がおっしゃるように、できれば1億1,000万円以上に定額給付金のお金まで地元の商店街に落としていただくように、商工会として頑張っていたきたいと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） なるべくそういった支給漏れのないように広報紙等でPRをしていきたいと考えております。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 2件についてお伺いいたします。一般会計補正予算の6ページ、やはり今先輩議員から質問がありました商品券発行についてであります。商工会にとりましては大変ありがたい事業であるというふうに私は考えております。それで、今、商工観光課長のほうから説明があったとおりでございまして、商工会のほうではそのようなことで進めているところであろうかと思えます。

ただ、これはひとつ市長を初め皆さんにお願いしたいのは、商工会は会員が約900名ぐらいいるわけでございますけれども、このすべての方に協力してもらうような体制で頑張ろうということで、今、私も商工会の中の末席に役をおいておりまして、そんなお願いをしているところでございます。

ただ、これは商工会だけではなくて、やはり市長を初め皆さんにも協力していただいて、特に1億1,000万円の商品券を市民の皆さんに買っていただかなくちゃならないわけです。今、商工会で考えていることは、1人最高5万円、そうすると1億1,000万円という2,200人の方が買ってくれないと1億1,000万円の商品券が売れないということになりますので、これはもちろん商工会も頑張るんですが、行政のほうも一体になって市長を初め市民の方にPRをしたり、また購入の促進をお願いしたり、ぜひやっていただきたい。商工会に1,000万円を預けたからそれで行政はノータッチだなんていうことはゆめゆめないと思うんですが、ひとつよろしく願いをいたしたいと思えます。

商工会、今、商店はもちろんですけども、飲食業界も大変厳しい状態にあります。そういう意味で大変時宜を得た支援事業であるかなというふうに思っております。よろしく願いをいたしたいと思えます。それについての市長の意気込みをお聞きしたいということが1点。

それからもう一つ、7ページの債務負担行為の補正の中のふれあい交流体験館、本館加工体験施設管理委託、下が、ビニールハウス／ブルーベリー園の管理委託、これに限度額として平成21年度から平成25年度、これは向こう5カ年の契約の金額かと思うんですが、限度額1,695万5,000円、ビニールハウス／ブルーベリー園が2,804万5,000円とあります。これはきょう追加議案でいただきましたこちらの指定管理料を見ると、体験（本館加工体験施設）のほうが、年間の指定管理料が250万円で決定をしているようであります。ビニールハウス／ブルーベリー園のほうが260万円で指定管理料が決定されているようでございます。

それに単純に5を掛けると体験館のほうが1,200万円、ビニールハウス／ブルーベリー園のほうが1,300万円、この1,695万円と2,800万円と差異があるんですが、これは数字はどんなふうになっているのか。その説明だけひとつお願いしたいと思います。

以上2件お伺いいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 前段の定額給付金に関連いたします商品券の発行支援事業1,000万円でございますけれども、この主催者は商工会にやっていただくことになっておりますが、そもそもの仕掛け人は私でありますので、そういったことも官民挙げた活性化を考えております。

したがいまして、私も定額給付金等につきましては、今、5万円を5万5,000円というお話がされていましたがけれども、私もこの一市民といたしまして率先垂範、商品券を購入をして、地域経済に貢献をしたいと考えております。

またさらに、この副市長以下職員につきましても、これは強制はできませんが、そのような経済情勢下にある市内の商店の活性化あるいは商工会の会員、そういったところも3%のサービスをやるということでございますから、市、行政、そしてこの商工会事務局、そして事業者、そういった三者一体になる取り組みだというふうに考えておりますので、全市民挙げてそういった活性化に向けて私も啓発、率先垂範をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） ただいまの久保居議員の2点目のご質問でございますが、この後、追加議案で本館の加工体験施設、ビニールハウスについてご審議をいただくところでございますが、ここに計上いたしましたのは、まず本館の件につきましては1,695万5,000円、これを5で割りますと年にして339万1,000円になります。ですが、今回の募集にあたりまして決定した額は240万円ですので、この限度額内におさまるという計算に

なります。

それから、ビニールハウスのほうも同じような論法ですと、560万9,000円の5年分という限度額でございましたが、受託いたしました生産組合は260万円でございますので、同じく5年ですと1,300万円ということで、これも範囲内におさまるということとなります。

この債務負担行為についての限度額の計上につきましては、平成19年度の農業公社の委託を参考にしたという部分もございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 商品券の部分についてなんですが、今、市長のほうからも市と商工会と商工会の会員と三者が一体になってやっていただくということでございます。これは、特に市民の方に買っていただいても、それを交換する場所、商店が一般商店だけではなくて、本市の場合には大手のスーパーなどもあるわけですから、そのスーパーのほうに商工会としても当然働きかけていかなくちゃならないんですが、市のほうからもひとつ特段の協力をお願いをいたしておきたいと思っております。

それから2点目のふれあい交流体験館の限度額でございますけれども、これは今課長のほうから、限度額の見積もりというのは平成20年度までのあれで5年分計算してというあれですよ。

平成19年度のあれで掛ける5でこの限度額を出したんだと思うんですね。ただ、ここに指定管理料がこれで決定されていれば、大体これ掛ける5ぐらいに考えておいてよろしいんですか。わかりました。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 改めて心意気をちょっとお話ししますが、いずれにしても定額給付金4億8,000万円が先ほども申し上げましたように国会がおくればせながら議決をいただければ、すぐに対応できる指示をいたしております。

下野新聞等については安全度を見て4月以降というふうに回答いたしておりますが、できるだけ1日でも早く対応したい。今は20日ごろというふうなことでございますから、何とか連休前には間に合ったかなというふうに考えています。

そのようなところをかたく進めていきますので、万全を期して、先ほどいろいろとセキュリティの問題やらあるいは振り込め詐欺に遭わないような安全対策といったところも講じながらの対応でございますので、それについては万全を期していきます。

また、これはあくまでも緊急経済対策の一環でございますので、この定額給付金は地域経済

の活性化ということの位置づけにあると認識をいたしておりますので、市といたしましてもでき得る支援とでき得る対応をしてみたいと思います。そのようなことでひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 6ページの公用車更新事業、この内容をお願いしたいと思っております。

もう一つ、先ほどの久保居議員からの質問がありましたが、農業公社を参考にして算出したという4,400万円です。今まで農業公社を通して補助金を出していたのは年間約450万円ですので、この数字でいきますと約900万円、倍ですね。ですから、これは私はいつも言っているんですが、5年目ぐらいとか3年目ぐらいからどんどん減額していくようなかたちのもの、要するにやる気のあるものをプロポーザルの中で選ぶべきだと思います。

ですから、これはこういう数値を載つけること自体が何を考えてやっているのかと思っておりますので、その辺ちょっと説明願いたいと思っております。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） ただいまのご質問でございますが、これは450万円、ご存じのように農業公社委託費を払っていたわけですね。そのほかに公社が450万円の赤字を出した。その分をまず計上した、これをひとつご理解いただきたいと思うんですが、それから、この額のほうでございまして、ただいまお話しのように、この後追加議案がございまして、プロポーザルの結果、本館体験施設については240万円、ビニールハウスにつきましては260万円、合計で500万円という形でこの後ご決定をいただくという形になります。

それから、審議の中でご指摘のように、以後毎年委託料を減らしていく。どちらもそういうお話をいただいておりますので、それで決定しております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 繰越明許費の補正の額の公用車更新事業でございますけれども、現在、市にはたくさんの公用車がございまして、年度の古いものから順次更新させていただいているというものでございまして、今回は4台を新しく買わせていただきたいという内容でございます。車種につきましてはすべて軽を考えております。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 公用車の件はわかりました。小中学校の統廃合もあるようですので、軽もどんどん余っているような状態だと思いますので、使えるところは使えるような形で今後は考えていただきたいと思っております。

ふれあい交流館の件については当座で500万円でしたら、500万円の5年間の予算でい

いのかなと思うんですが、マキシマムですよ。これは数値は変えるつもりはあるんでしょうか。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） 大変申しわけございませんが、前に説明しましたように、これは今回の議案書に間に合わなかったという部分がありましたので、追加議案とさせていただきます。

それから、金額につきましてはこの予算書ですと5年間ですと4,500万円になります。ですが、今回の委託の契約ですと合計で5年間で2,500万円という形で減りますので、そういう形で以後減額になりますので、これは限度額というご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○1番（松本勝栄君） わかりました。

○議長（水上正治君） 9番野木 勝君。

○9番（野木 勝君） 1点だけ山あげ会館の昨年の入場者数とそれに伴う収入がわかれば教えてください。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） 山あげ会館の昨年の入場者でございますが、1万4,262人でございます。入場者収入は611万円でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 9番野木 勝君。

○9番（野木 勝君） 今、入場料は500円なんですけど、この入場料をもっと安くするという考えはありますか。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） 確かにここ数年、入場者は減少しております。ことしもただいま申しましたように、昨年は1万4,000人で12月まで対比しますと昨年は1万二千九百何人なんです。ことしは1万28人でございますので、また、22%と減っております。

こういうテーマ館は、どこのテーマ館を見ていまして、非常に入場者が減っているのが実態でございます。現在、500円ということでやっておりますが、先ほども出ましたようにロボットのおじいさんとか映像システムも老朽化しておりますので、今後この新しい3面マルチスクリーンということで新しくなれば、またリニューアルオープンということでできれば観光協会のほうで指定管理を受けていますので、大きくPR等をしていただきたいと思うんですが、金額の減額というのはもう少し検討したいとは思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 9番野木 勝君。

○9番（野木 勝君） 先ほどのマルチスクリーンに900万円以上かけますが、私はあまり価値がないなという感がありまして、というのは600万円そここの収入ですので、入らなきゃすばらしいスクリーンが意味がないと思うんですね。1回入った人はあまり入らないというのがそういう特徴だと思いますが、実は大田原で与一の里がありまして、これはやはりスクリーンがあるんです。300円なんですね。去年のちょっと時期は忘れましたが、山あげ会館の前でご婦人の団体があったんですよ。そのときにだれかが代表で入場料を見にいったんですね。そうしたら、だれかが聞いて、500円だよと言ったら、高いと言ってその人たちはやめたんですよ。

だから、やはり500円では高いんじゃないか。そういうことを商工観光課の人に言ったら、いや、わかっていると。そういう声は強いんだということを書いていましたので、これは下げることとも考えていく必要があるんじゃないかということも思ったので、ちょっと質問させていただきました。

以上です。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） それでは、まず6ページの繰越明許費から何点かお伺いしたいと思います。

総務費は結構でしょう。

民生費の認定こども園の施設整備事業費、これはみどり幼稚園の施設整備というふうに予算計上の際聞いたように記憶しているんですが、今回922万円、なぜ減額して、さらに繰越明許とするのか。この1点。

それに同じ民生児童費で子育て応援特別手当交付金事業1,628万6,000円について説明してください。

次の保健衛生費なんですが、新型インフルエンザ対策費750万円とありますが、これは予算を見てもこのような予算がどうも見当たりません。強いて言えば予防費の中に446万円というのが載っておりますが、これがその一部なのかどうか。それと、同じ事業費が見当たらないんですが、そこに生活環境緊急整備事業として304万1,000円を繰り越すようですが、このことについても説明を願います。

次に商工費なんですが、商品券発行支援事業、これは3%の話が出ていましたが、加盟店が3%負担するようなんですが、これはどんな基準で今度負担をするのか。この辺のところ、もうちょっと詳しく説明していただけないか。

土木費は結構でしょう。

消防費の防災無線の管理費997万5,000円、これはどのような事業で、なぜこれは繰り越さなければならないのか。

次に教育費の小学校、江川小学校でワゴン車を255万5,000円で購入するそうなんです。これは予算を見てもどこにあるのか見当たらないものですから、なぜこれ今予算計上して繰り越さなければならないのか。この繰越明許については以上です。

次に15ページの国庫支出金、これは介護従事者の処遇改善臨時特別交付金、先ほどもこれはある程度の説明がありました。1,513万3,000円なんです。この国庫支出金の交付算定基準について簡単でいいですから説明をお願いします。

次に16ページの県の補助金です。こども医療費の助成事業費補助金、これは当初2,699万1,000円でしたが、今回606万6,000円減額しますが、この減額理由についてお伺いいたします。

次に24ページに子供認定の事業費、これは12月の補正で2,771万5,000円計上しました。ところが、今回早速減額922万円としたんですが、なぜ今回減額をしたのか。これは先ほどのとダブっていましたね。よろしくをお願いします。

28ページの林業振興費です。元気な森づくり推進事業費、これは当初500万円計上しました。ところが今回は50万円減額ですから、この事業は450万円になると思います。そこで、どんな事業を実施したのか。市民が納入した額、幾ら納入したのか。それで、それに対して見返りとして県補助金は幾ら入ってきたのか。その辺の差額も知りたいものですから、答弁をいただきたいと思います。

国民健康保険会計の8ページの国民健康保険税の現年度課税分、当初は9億2,373万3,000円でした。ところが、今回は減額で7,398万8,000円ですが、なぜこれほど多額の現年度の課税分が減額になったのか。これは実は平成19年度の決算を見ますと7億5,664万5,000円なんです。ですから、これは当初の予算がちょっと過大見積もりだったのかな。それで今回減額せざるを得ないのかなとも感じておりますので、その辺のところをお知らせをいただきたいと思います。

それに、後期高齢者の関係の7ページに特別徴収保険料というのがあります。これも当初は1億7,844万5,000円でした。ところが、今回は減額、5,697万4,000円減額していますね。この減額理由についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） それでは、6ページからのお尋ねでございます。まず、認定こども園の整備事業につきましては、議員さんご理解のとおり、みどり幼稚園のほうで幼稚園

型の認定保育園にするということで現在整備が行われているところでございます。国庫補助対象事業ということなんですが、国庫補助の認定が2月の下旬にずれ込んだということで、当然工事発注等もずれ込んでおります。幼稚園側に確認したところ、5月いっぱいを工期にしているということ。当然市としましても全部でき上がってから精算で補助金を支払いたいということから、全額補助金を繰越をするものでございます。

それについて昨年の12月に2,700万円ほど補助金を申請して、今回900万円減っているということなんですが、当初は国庫補助の認定額というのがあるというのをちょっと気がつかなかったのでございます。総事業費が約5,400万円みどり幼稚園さんのほうでかかることを想定しておりまして、その2分の1、2,700万円を補助金としてとっておこうということだったんですが、国のほうで学校関係なんかもそうなんですけれども、補助基準額というのが12月中に定められました。1人当たり82万2,000円、みどり幼稚園は定員が30名なので2,466万円ですと。国庫補助はその2分の1の1,233万円しか出しませんよ。当然市のほうもその4分の1ですから400万円近くしか補助金は出せないということになったものですから、今回900万円余の減額をいたしたところでございます。

子育て応援特別手当については、先ほど平塚議員等の質問にもお答えしましたけれども、その2つ上ぐらいに定額給付金4億9,000万円もそっくり繰り越しなのでございます。それとあわせて応援手当のほうも事務は3月から入るわけですが、支払い関係については消耗品ともろもろ全部ひっくるめまして繰り越しをかけて、平成21年度に支払いをしたいということですので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

こども医療が大きく減額になっているということでのお尋ねでございますが、議員ご承知のように平成20年度から市独自で小学校4年生から小学校6年生まで医療費補助をしますよという独自の事業を始めておりますが、当初の見込みから比べてみますと、約半分、事務局側で想定していたものの半分程度の支出で済んだということの精算ということが1点と、未就学児童の保険負担割合が3割から2割になったんですね。その部分の助成をしていますので、3割負担分から2割負担ということで若干個人の負担割合が減ったということもあるのかなというふうに担当課としては考えておりまして、事業費の精算という形での減額ということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それでは、15ページの処遇改善特例交付金の算定基準といたしますか、その内容でございますけれども、これはいわゆる介護給付費の平成21年から平成23年までの推計額が55億9,000万円ぐらいになります。それで、先ほどから話をし

ております3%の報酬改定分、それを載せますと57億4,000万円ぐらいに3年間でなるということでございます。

その差額の1億5,000万円、それのおおむね20%が保険者負担分でございますので、その差額1億5,000万円の20%といいますと3,000万円になります。その2分の1を今回交付金として給付するということで、端数が出ますがその金額でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） ただいまの商工会の商品券発行の会員さんの負担割合3%の理由づけというお話がございまして、これにつきましては先ほど久保居議員がおっしゃられましたように、会員さんが900人ほどございます。今回の商品券はできるだけ会員さん全部の方に加入していただくという考えでございますが、商工会の会員さんは非常に粗利が20%、30%ある業種もありまして、また、逆に5%、10%の業種もたくさんあります。そういう5%、10%の方が負担が5%も10%もなった場合は意味がないという形になりますので、今回、何度か商工会の総務部会のほうでいろいろ検討しまして、できるだけ多くの会員さんに参加していただくということで3%ということで落ち着いたということでございます。

以上でございます。（「違うよ、商品券の3%というのは何に3%を掛けた金額だという話だよ、売上が。商品券取り引きした金額の」の声あり）すみません、あくまでもその売上の3%ということでございます。

○議長（水上正治君） 環境課長両方恒雄君。

○環境課長（両方恒雄君） 生活環境緊急整備事業ですが、これにつきましては歳出予算の25ページをごらんいただきたいと思っております。事業としては生活対策臨時交付金の事業の1つとして実施する。事業の内容につきましては、緊急雇用対策も含めて臨時雇用しまして、市内全域を対象に不法投棄されたごみあるいは沿道にばい捨てされたごみ等の収集業務を実施したい。3カ月ぐらいで実施する予定でございます。

以上です。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○17番（中山五男君） 中山議員の28ページ、林業振興費のご質問の件でございますが、この元気の森づくり事業につきましては、事業内容は下草刈り、不用木の伐採でございます。事業実施地域でございますが、毘沙門山、市役所烏山庁舎裏に1.8ヘクタールほど、こども館周辺4.9ヘクタール、七合中学校0.5ヘクタール、下境長手地区というところで6.6ヘクタール、計13.2ヘクタールにつきまして、今年度は下草刈り、不用木の伐採を実施したところでございます。事業費についてはご質問のとおり450万円ということで、これは全額

県費という形になります。

ご質問の中で、これは均等割でございますので、市の額は幾らになるかということでございますが、1,042万9,300円になります。均等割で人数は1万4,899人ということでございます。市町村で使える割合というものは里山整備ということで4分の1が市町村に戻ってくるという計算でございます。先ほどの1,042万円の4分の1は約260万円ですので、450万円を使いますので190万円ほど得をしたという言い方は変ですが、出した金よりは多く使ったということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君） 国民健康保険税関係の現年度課税分について減が大きいのではないかとございまして、国民健康保険税につきましては平成20年度税率を16%改正いたしました。後期高齢者支援金制度が創設されております。これらの要因による保険料の収入減というものが、新聞報道等によりますと全国的な傾向という形で報道されている要因がございまして。

そこへもう一つ、大きな制度改正が本年度はございました。1つ目は後期高齢者医療制度でございまして。後期高齢者の方というのは保険税の納入関係について大変几帳面にお納めいただく大事な優良な納税者でございまして。この方が人数的には約3,500人の方が国民健康保険から抜けて後期高齢者に移行したというのが1点。

それから、退職者医療制度が大きく変更になりました。今までは60歳から70歳未満というものでございましたが、平成20年度からは60歳から65歳未満という形になると思えます。実質退職医療関係の方ですと一般的な場合には4年ないし3年ぐらしか国民健康保険に加入しないという要素になる。というのは、任意継続をとったほうが有利だということもございまして、これらの要因が重なりまして大幅な減額になっております。

見積もりも誤ったんだろうということでございまして、収納率の低下とかそういうものもありますし、一部対象者の把握の仕方に不十分だった点をご指摘のとおりでございまして、制度の改正時の移行期における諸問題ということでご理解いただきたいと思えます。あわせて退職医療のほうで私ども見積もりに誤りがございました。これは1,600万円ほど逆に滞納繰り越しを含めてこれだけの収入増があるということでございまして、この辺は制度の改正の過程でご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、後期高齢者医療関係の減額関係でございまして、恐れ入りますが後期高齢者医療制度の予算書の7ページをごらんになっていただきたいと思えます。その前にごめんなさい、ちょっとこの経過についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきまして、昨年の6月に政府与党のプロジェクトチームが次のような点を取りまとめしております。平成20年度については7割軽減世帯については、8月まで年金から支払っている方については10月以降の保険料を徴収しない。7割軽減世帯で納付書で送っている方については8.5割軽減にするという措置をとっております。

2点目が所得割の所得の低い方ということでございますが、あくまでも年金ベースで申し上げますと、年金が210万円程度の方につきましては所得割が5割軽減という形をとりました。

もう一つ、社会保険の被扶養者だった方の移行関係でございますが、当初計画では平成20年の9月までが保険料凍結、10月から3月までは5割徴収するという計画でございましたが、この5割が9割軽減、均等割で9割軽減という形になってまいりました。このような要因で減額になっております。

これらの数字があらわれていますが、7ページの後期高齢者保険料特別徴収保険料5,674万4,000円から繰入金で2の保険基盤安定繰入金というのがあると思います。1,389万2,000円、この掛け算をしますと△の4,265万5,000円になります。この金額というのは次ページの2款の後期高齢者納付金の中の△の4,265万5,000円と一致いたしますので、このような制度上のやりとり、プロジェクトチームを含めたやりとりに起こる現象でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 先ほど新型インフルエンザについてのご質問がありました。これは平成20年度予算で予算をつけまして平成21年度に繰り越しするわけですが、その中身は25ページの予防費の需用費の701万円と備品購入費の49万円でございます。

若干インフルエンザについてお話を申し上げますと、いつ発症するかわからない新型インフルエンザですけれども、もういつ起こってもおかしくないような状態というふうに言われております。したがって、それに対応する職員の防護服とかマスク、タミフル、リレンザという薬、こういったものを250人からマスク等については3万枚、それからタミフル、リレンザについてはそれぞれ200人分ずつ用意しております。

さらに、その他いろいろ消耗品等とそういった薬を取り合いになるということも考えられますので、そういった薬液の頑丈な保管庫を備品として購入したいと考えております。それらの金額が750万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 繰越明許費の関係で消防費のほうの防災無線管理事業について

説明させていただきます。

これは南那須地区にあります防災行政無線の改修費でございます。平成9年、平成10年の2カ年で工事を行いまして、平成11年から供用開始しているデジタル放送を利用した行政無線でございますけれども、行政無線につきましては親局、南那須庁舎の2階の小会議室にメインの操作制御部がございます。その他の遠隔制御設備ということで南那須分署のほうに休日あるいは祝日の場合の対応ということで、こちらのほうに遠隔制御設備を整えております。

そのほか子局と言いまして、スピーカーのついている鉄塔が35ございますけれども、これにつきましても10年からの経過となる中で、放送設備が今後アナログからデジタル化に進んでいくという傾向がございます。ましてもう10年もたちますので、なかなか部品交換も難しいというような状況になってきておりますので、とりあえず親局の放送設備のうちの操作制御部、メインのところでございますけれども、それと南那須分署のほうの遠隔制御設備をまず改修していきたいという考えでございます。

そのほか、今のところアナログ、デジタルの併用が平成29年までできるような話を聞いておりますので、その間に南那須地区の行政無線のあり方も検討しながら、今後の子局の整備についても考えていきたいというふうに考えております。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 江川小学校のワゴン車更新関係の繰越の関係であります。2点ほどご質問があったかと思えます。なぜ繰越なのかというようなご質問です。このワゴン車はスクールバス的な活用をしておりますが、ただ、もう購入時から20年近く経過しております。今までも何回かエンジンをストップしているような状況でございます。早目に更新をしないとならないというような状況でございます。ただ、今3月補正だと、登録日の関係でどうしても3月いっぱいには無理ということもありまして繰り越しさせていただいたというような状況でございます。

なお、支出関係につきましては31ページ、小学校運営費の中で説明の欄では江川小学校整備135万4,000円ほど計上しております。これはこの江川小学校関係の中で工事請負費とか120万円ほどの減額がありまして、その辺の精査の関係で130万円だけが数字上残った。科目で言いますと、18備品購入費では237万円ほど、全体255万円ほどかかるんですが、あとはいろいろな諸経費でかかるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○17番（中山五男君） 一応了解いたしました。ここで、私、1つ要望と申しますか、お願いを申し上げます。この予算書の説明欄の記載事項ですね、これは今回の補正を見てもまだ新しくこれから説明になりますね。この新年度予算を見ても非常に事業名があいまいというか、

抽象的な極めてわかりにくいんですね。今の繰越明許の部分もこの繰越明許に書いてある事業名とこの予算書の事業名が説明書が全然同じものがないということで、私は非常にこの辺のところを見ついたり研究するのに苦労しているわけなんです。

ですから、これからもっともっと議会議員が見てわかるような説明書きをしていただきたい。ぜひこのことをお願いをいたします。

以上です。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 1点だけお伺いをいたします。特に歳入の部分なんです。歳入の部分の消費にかかるあるいは経済活動にかかる部分、これは2ページ、減額補正が、たばこから始まって地方消費税まですべてが減額のわけでありまして。そして、ただ1つ固定資産税が増額補正しているわけです。それと県支出金、国庫負担金、それから県補助金、基金繰り入れに至っては半分ぐらいしか予算が出てこない。

こういう状況であります。特に県、国の減額の理由。それと、経済活動にかかわる税収の減額、使用料、手数料を含めて、これをどういうふうに次の予算に反映するのか。それと、この予算は減額補正したものは強めに見積もった結果なのか。あるいは増額は安めに見積もった予算編成だったのか。この理由を1つお尋ねをいたします。

○議長（水上正治君） 税務課長高野 悟君。

○税務課長（高野 悟君） それでは、歳入のほうの関係で経済活動に伴う減収、先ほどもたばこ税の話は出ていましたけれども、これについては、たばこ税は申告納税といったことでこれはきちんとした数字が出てきておりますし、それに基づいてほぼこのぐらいは確保できるだろうということで、若干は減額しておかないと歳入欠陥になりますので、多少は余裕は見ておりますが、ほぼ間違いのない確保できるだろう数字を挙げております。

以上です。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 地方譲与税、地方消費税交付金関係につきましては、議員ご指摘のように現在の経済状況からしまして、自動車、重量譲与税等につきましては取得時にかかるものでございますので、現在自動車の売れ行きが非常に落ち込んでいるということからしまして、現在既にもう2回ほど歳入がなっております。残り3月分だけがまだ未収入ということなのであります。去年、平成19年度と比較しましてかなり落ち込んでいるという状況がございますので、その辺を推計して今回減額補正とさせていただいております。

地方消費税につきましても、やはり消費が伸びないというようなことからしまして、去年の歳入と同期の歳入と比較をして、歳入が落ち込んでいるということから推計をしまして、やは

り同じく減額をさせていただいております。

なお、繰入金でありますけれども、基金繰入金はあくまで基金に戻すということです。ですから、この分だけ基金から繰り入れをしないで済んだよということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） 表面上国庫補助金全部まとまって出ていますので、大きなものは先ほど私のほうで説明したみどり幼稚園の国庫補助金関係、そこが700万円ぐらいどーんと一発で落ち込んでしまっている。基準が設けられたので基準どおりに見込みが甘かったと言われればそこまでなんです、それとあと、児童扶養手当ですね、ここの部分も対象者が減っているというところで約300万円ぐらい児童手当分としても減っているということで、今回に関しては民生費がほとんどかぶっているというか背負っているような形になっていると思います。県負担金も同様でございます。

○議長（水上正治君） 税務課長高野 悟君。

○税務課長（高野 悟君） 固定資産税が8,900万円増額になっている。これは当初予算のとき、徴収率を内輪に見ていたということで、今回間違いなく確保できるというふうな数字が出ましたので、こういうことで数字を増額させていただきました。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 大体中身のほうは了解をいたしました。これが来年度予算にどういうふうに反映するのか。この点をこれから予算の審議であります、聞ければいいなと思っていますのでひとつよろしくをお願いします。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 特に税関係につきましては、今回も補正で法人市民税関係についてはかなり減額になっておりますが、来年も平成20年に比較しますとかなり厳しい、さらに厳しくなるのではないかという税務担当の見方がございますので、税、総体で9,000万円の減額が当初予算で多分見込まれているというふうに思っておりますので、この法人市民税を中心としてかなり予断を許さない状況なのかな。約1億円近く9,000万円ありますが、減額を見たところでありまして、致し方ない数字なのかなというふうに思っております。

そのほか、地方譲与税から地方交付税関係につきましては、国の地方財政計画が発表されましたので、それに基づいて積算をした上での計上ということでございます。

○18番（樋山隆四郎君） 了解しました。

○議長（水上正治君） 大分質問も多岐、そして長時間にわたりましたので、議長において

議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第11号から議案第20号までの10議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。採決は1つずつやりたいと思います。

まず、日程第24 議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第31 議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第32 議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第33 議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 4時57分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議は予定された案件が残っているため、延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

日程第34 議案第1号から日程第43 議案第10号までの平成21年度当初予算の10議案を一括議題としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

- 
- ◎日程 第34 議案第 1号 平成21年度那須烏山市一般会計予算について
  - ◎日程 第35 議案第 2号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
  - ◎日程 第36 議案第 3号 平成21年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
  - ◎日程 第37 議案第 4号 平成21年度那須烏山市老人保健特別会計予算について
  - ◎日程 第38 議案第 5号 平成21年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
  - ◎日程 第39 議案第 6号 平成21年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
  - ◎日程 第40 議案第 7号 平成21年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について
  - ◎日程 第41 議案第 8号 平成21年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について
  - ◎日程 第42 議案第 9号 平成21年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について
  - ◎日程 第43 議案第10号 平成21年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（水上正治君） したがって、議案第1号 平成21年度那須烏山市一般会計予算から議案第10号 平成21年度那須烏山市水道事業会計予算までの10議案を一括して議題とします。

市長の提案理由の説明を求めるわけですが、この案件については後日一括審議しますので、説明も簡潔明瞭で結構ですのでよろしくお願いします。

それでは、市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第1号から第10号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号は、平成21年度那須烏山市一般会計予算についてでございます。平成21年度那須烏山市一般会計予算は、那須烏山市総合計画に掲げた各施策の実現に向け、適切かつ重点的に取り組む重要な予算となっております。

昨年の日本経済は、企業収益の改善や設備投資の増加など、企業部門の好調さに加えて雇用所得改善から家計部門も穏やかに回復が見込まれておりましたが、原油価格の高騰により農林水産業者や中小企業など大きな打撃を受けまして、米国のサブプライムローンの問題に端を発した世界経済の成長の鈍化と世界的な資源、食糧価格の高騰というマイナスの影響により、日本経済は厳しい局面に立たされました。

こうした中、国は経済財政改革の基本方針2008を踏まえ、2011年度に国、地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化させるなどを目標とする歳出歳入一体改革のプログラムを着実に実行することとして、昨年度に引き続き公共事業関係費の縮減、地方公共団体向け国庫補助金、負担金については、前年度予算額を下回るよう抑制するをいたしております。

このような状況下、本市の財政状況は、財政力指数0.510、経常収支比率が89.9%等に見られるように財政の硬直化が進んでいるわけであります。歳入につきましては、100年に一度と言われる危機的な世界経済情勢を受け、根幹である市税収入が減収し、急激な三位一体の国の改革に伴う国、県補助金の縮減、廃止、さらには税源移譲の効果薄などにより、歳入確保が一層厳しい状況にあります。

歳出については、財政出動により生活支援及び企業等支援のため、緊急経済対策事業を実施するとともに、市債の償還金、少子高齢社会の進展による扶助費、医療費の増加に伴う国民健康保険や介護保険等の特別会計への繰出金などが見込まれておりますことから、従来にも増して厳しい財政運営が続くと思料しております。

このような中で、市民の安全、安心を柱とした福祉、環境、教育などの諸施策に対する市民

の関心は高く、それらのニーズに応じていくためには、財政構造改革のための財政健全化を最重点課題とし、また、新たな行政事業に対応するなど、機動的かつ柔軟な対応を図ることが不可欠であります。

平成21年度予算は、那須烏山市総合計画に基づく施策と緊急経済対策事業を実施し、行財政改革の推進に積極的に取り組みながら、限られた財源の効果的、効率的な活用に努め、一層の市民福祉の向上に配慮した予算編成を行ったところであります。

概要を申し上げます。平成21年度的那須烏山市一般会計予算総額114億7,000万円で、前年度と比較をいたしますと4億8,200万円、4.4%の増となりました。なお、公的資金の繰上償還に伴う借換債7,040万円を除いた実質的な伸び率は3.7%となります。

厳しい状況の中ではございますが、緊急経済対策事業とあわせて学校耐震化対策事業を積極的に進めることが最重要施策であると考えております。また、合併特例債を活用した道路整備を年次計画に基づき実施するとともに、子育て支援、高齢者、障害者福祉及び教育の充実、定住促進及び企業誘致など総合計画の着実な実施のための事業費を計上したことが増額の主な要因であります。

歳入の主な項目で、市税につきましては景気の悪化により個人市民税並びに法人市民税、また固定資産税、たばこ税についても減少を見込み、前年度比9,072万3,000円、3%減の29億8,227万3,000円を計上いたしました。地方譲与税におきましても、新たに地方揮発油譲与税が加わりましたが、自動車重量譲与税、地方道路譲与税ともに減額となり、1億4,400万円を計上いたしました。

地方交付税は、実質的な地方交付税の総額が前年度以上を確保できたことなどを勘案し、1億1,000万円、2.9%増の38億5,000万円を計上いたしました。

一方、国庫支出金は、主に学校耐震化対策事業実施に伴う公立学校施設整備補助金8,950万4,000円及び地域ICT利活用モデル構築事業委託金5,000万円の新規計上などにより、前年度より1億6,389万6,000円の大幅な増額となりました。

県支出金は、主に保険基盤安定負担金及び林業費補助金の増額により3,097万3,000円増となりました。

繰入金につきましては、財源不足分を財政調整基金、市有施設整備基金から4億9,139万円を繰り入れることといたしましたが、繰入金総額では前年度と比べ6,339万円増を計上させていただきました。

市債は、前年度より2億5,870万円多い15億5,550万円であり、その要因は小中学校体育館耐震化対策事業3億8,740万円が新たに加わり、市道整備事業等とあわせて合併特例債9億3,700万円の発行によるものであります。また、財源不足を補てんする地方税

の振替措置の臨時財政対策債4億5,000万円を発行することといたしました。

この結果、市税等の自主財源は39億2,873万4,000円、構成比34.3%、1.6%の減でございます。地方交付税等の依存財源は75億4,126万6,000円、構成比65.7%と相なりました。

歳出でございます。緊急経済対策事業を最重点施策として、あわせて行財政改革の実行と総合計画の実現に向け、選択と集中により諸施策を推進することといたしました。

総務費は、前年度と比べ9,215万1,000円、8.3%の増となっております。これは職員の退職等に伴う職員人件費の減を見込んだもの、新たに地域ICT利活用モデル事業の導入、市ホームページリニューアル事業、市有財産管理整備事業、衆議院議員選挙及び那須烏山市長選挙費によるものであります。

民生費は2,696万6,000円、0.9%増の29億3,756万7,000円と予算総額の25.6%となっております。これは子育て支援、母子福祉、児童手当給付や私立保育園施設運営委託事業のほか、後期高齢者医療制度事業、老人保健及び国民健康保険特別会計繰出金が増減したことや、旧野上小学校への向田保育園移設整備事業が完了したことによるものであります。

衛生費は、4,776万6,000円、3.4%の減となっております。主な要因は、母子健康事業や予防事業は増額したものの、水道会計の繰出金及び環境衛生費にかかる広域行政負担金の減を見込んだことによるものであります。

農林水産業費は、前年度と比べ7,205万円、19.9%増の4億3,425万5,000円となっております。これは緊急経済対策事業の農・林業支援対策事業や強い農業づくり事業など新たな事業が加わったことによるものです。

商工費は3,527万6,000円、13.7%の増となっております。これは緊急経済対策事業による中小企業への支援や新事業創出事業を強化したものであります。引き続き企業の誘致を進めるため、企業立地奨励金を計上いたしました。

土木費は406万2,000円、0.3%減の13億3,663万1,000円とほぼ前年度と同額となっておりますが、これは道整備交付金及び合併特例債を活用した道路整備事業を年次計画で重点的に実施をしているものであります。なお、合併特例債事業による道路整備や野上伸長線、鴻野山小倉線、富士見台工業団地線など14路線となっております。

また、道路の維持管理費やふれあいの道づくり事業費を計上し、安心、安全な生活基盤整備に努めることといたしました。

消防費は、962万6,000円、1.6%の減となっております。これは消防自動車及び小型ポンプの更新や防火水槽築造工事等の事業規模の減少によるものであります。

教育費は前年度と比べ4億818万2,000円、33.4%の大幅な増額となっております。これは緊急経済対策事業の小学2年生を対象とした学習補助支援のための雇用確保及び烏山中学校体育館耐震化対策事業が新たに加わったこと、また、継続事業の烏山小学校体育館改築工事や各体育施設等の整備費を計上したことが大きな要因であります。引き続き英語コミュニケーション事業、サタデースクールの実施、奨学基金運営など、教育環境向上のための予算措置をいたしております。

この結果、目的別構成比では民生費25.6%、教育費14.2%、公債費13.3%、土木費11.7%の順となっております。また、性質別構成費では、人件費21.1%、補助費等19.0%、公債費13.3%の順となりました。

結びになりますが、以上が平成21年度の予算の概要でございますが、今後とも徹底をした行財政改革を推進するとともに、合併効果を最大限活用し、一層の市民福祉の向上に努力をしてまいり所存であります。

次に、議案第2号は国民健康保険特別会計予算についてであります。国民健康保険は、他の医療保険事業に比べ高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っており、その運営は極めて厳しい状況にありますが、予算編成に当たりましては、経費の節減、合理化を図り編成を行いました。

事業勘定からご説明を申し上げます。事業勘定予算の歳入歳出予算総額は33億520万円、前年度の当初予算額と比較いたしますと0.6%の増額となります。

歳出の主なものは、保険給付費が予算総額の65.2%であり、続いて、後期高齢者支援金等が13.2%、共同事業拠出金が12.7%、介護納付金が5.5%となっております。これらの財源は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金などが主なものでありますが、国民健康保険税につきましては、前年度の当初予算額と比較いたしますと2.9%減の9億3,572万9,000円を計上いたしました。また、1億4,868万7,000円の財源不足が生じたことから、財政調整基金繰入金をもって措置をいたしております。

続きまして診療施設勘定でございますが、診療施設勘定歳入歳出予算総額は8,600万円となり、前年度当初予算額と比較して13.0%の減額となります。

歳出の主なものは、総務費が予算総額の56.6%であり、続いて医業費が39.8%となっております。これらの財源は診療収入と繰入金をもって措置いたしました。

診療所は、地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大なるものがありますので、各位のご理解とご協力を賜りながら、健全な運営に努めてまいり所存でございます。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ておりま

す。

議案第3号は熊田診療所特別会計予算についてであります。本会計の歳入歳出予算総額は4,600万円となり、前年度当初予算と比較いたしますと22.2%の減額となります。

歳出予算の主なものは、総務費が67.9%、続いて医業費が28.7%となっております。これらの財源は、診療収入をもって措置をいたし、不足財源につきましては運営基金繰入金をもって措置をいたしました。

地域の診療所として地域住民への果たす役割は大きく、今後とも健全な運営に努めてまいり所存でございます。

次に議案第4号 老人保健特別会計予算についてであります。平成21年度の老人保健特別会計事業は、平成20年4月から後期高齢者医療制度の施行に伴い、清算業務関係の予算となります。本会計の歳入歳出予算は350万円となり、前年度当初予算と比較いたしますと98.9%の減額となります。

医療費総額222万1,000円であります。これらの財源につきましては、国庫負担金等平成22年度清算交付予定でありますので、一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

次は議案第5号 後期高齢者医療特別会計予算についてであります。平成21年度に2年目を迎えます後期高齢者医療制度にかかる本会計の歳入歳出予算総額は2億6,610万円となり、前年度当初予算と比較をいたしますと12.7%の減額となりました。歳出の主なものは保険料等の広域連合納付金が91.5%で、続いて健康診査事業が6.0%となっております。

これらの財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金が主なものでありますが、後期高齢者医療保険料につきましては、1億7,422万8,000円を計上いたしました。

また、一般会計繰入金につきましては、国民健康保険と同様に低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額した保険料額を補てんするため県及び市が負担するもので、7,875万8,000円を計上いたしております。

後期高齢者医療被保険者見込み数は4,794人で、1人当たりの保険料は約3万6,000円となります。

議案第6号は介護保険特別会計予算についてであります。平成21年度那須烏山市介護保険特別会計の事業につきましては、平成20年度の事業実績を見ながら予算編成を行いまして、歳入歳出予算の総額20億4,500万円であります。平成20年度当初予算と比較をいたしますと8,250万円、4.0%の増額となります。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源として第1号被保険者介護保険料を初め国、社会保険診療報酬支払基金、県及び市の負担金が主なものであります。また、歳出につきましては介護保険給付費や地域支援事業費などであります。

平成20年度に新たな那須烏山市高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画を策定をし、平成21年度はその初年度となりますが、引き続き市地域包括支援センターが中心となり、介護予防事業として、元気高齢者対象の「いきいき健康教室」の開催や検診等における特定高齢者の把握と介護予防プログラム、これは運動機能の向上、栄養管理指導、口腔ケア等の実施、総合相談事業などに積極的に取り組み、介護予防の推進を図り、健康や生きがいがづくり事業の充実を図ってまいります。さらに、認知症高齢者グループホーム等のサービス基盤の充実と質の向上に努めてまいりたいと考えております。

議案第7号は那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。興野地区の農業集落排水事業につきましては、平成12年1月に供用開始をし、以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでまいり、平成20年3月末の水洗化率は78.6%となっております。

平成21年度の予算は総額6,910万円を計上いたしました。歳出の主なものは、下水道台帳作成に要する経費、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。これら財源につきましては、事業加入金、使用料、市債及び一般会計繰入金等を持って措置をいたしました。

議案第8号は那須烏山市下水道事業特別会計予算についてであります。概要ですが、烏山中央処理区における整備状況は、全体計画区域260ヘクタールのうち認可区域99ヘクタールの整備を進めるところであります。平成20年3月末の整備面積は約79.8ヘクタールで、全体計画に対する整備率は28%であります。これらの水洗化率は27.8%で、年間汚水処理量は8万5,700立方メートルであります。

また、南那須処理区におきましては、全体計画区域76ヘクタールのうち平成20年3月末までに認可区域64ヘクタールの整備を完了しております。この水洗化率は84.8%で、年間汚水処理量は18万7,000立方メートルであります。今後とも烏山中央処理区の認可区域の整備を図り、引き続き水処理施設の良い維持管理と水洗化率の向上に努めてまいる所存であります。

平成21年度の予算は総額4億3,070万円を計上いたしております。歳出の主なものは、水処理センターの維持管理、管渠築造工事及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。これら財源につきましては、受益者負担金、使用料、汚水処理施設整備交付金、市債及び一般会計繰入金等をもって措置をいたしました。

議案第9号は那須烏山市簡易水道事業特別会計予算についてであります。水道水は、私たちが日常生活を営む上で欠かすことのできない大切なものであります。このため簡易水道施設におきましても安定した水を供給するため、施設の維持管理に万全を期してまいる所存でありま

す。

本会計の予算総額は2億2,460万円であります。主な内容は、簡易水道の人件費、維持管理費、市債の繰上償還に伴う元金及び利息であります。これら財源につきましては水道使用料、加入金、一般会計繰入金、簡易水道事業借換債等をもって措置をいたしたものであります。

議案第10号は那須烏山市水道事業会計予算についてであります。水道事業につきましては、安定的運営と公共の福祉の増進に心がけ、良質で安全な水道水を安定的に供給し、信頼される水道事業経営を構築してまいりたいと思います。

事業経営におきましては、収納率の向上、経費の節減など一層企業努力を図り、本年10月から水道料金コンビニ収納等を実施をし、利用者の利便性とサービスの向上に努めるとともに、安定供給のための維持管理、施設の整備等に努めてまいります。

平成21年度当初予算の業務の概要は、給水戸数8,717戸、年間給水量252万3,000立方メートル、1日平均給水量6,914立方メートル、主な建設改良事業費は3,889万8,000円であります。

収益的収入の主なものは、水道料金、他会計補助金等で5億9,061万5,000円であります。収益的支出の主なものは、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払利息等で5億7,071万9,000円であります。

投資的経費である資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金、負担金等で2億4,502万6,000円であります。資本的支出の主なものは、建設改良費として、富士見台工業団地への市道建設に伴う配水管布設整備費、野上地内の配水管布設整備費、こぶし台団地増圧ポンプ取替工事費及び南大和久浄水場、配水場の無停電電源設備の更新工事等でございます。また、企業債の繰上償還に係る企業債償還元金等で4億8,616万4,000円を計上いたしました。

以上、一括議案第1号から議案第10号まで提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程中の平成21年度当初予算につきましては、先ほども申し上げましたように3月6日の本会議におきまして総括質疑の後、各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、平成21年度当初予算の質疑及び常任委員会の付託については、3月6日と決定い

たしました。

---

◎日程第44 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（水上正治君） 日程第44 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。この定例会において受理した陳情書は付託第1号のとおりです。この陳情書については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情書第1号 物価に見合う年金引き上げを求める陳情書については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。これより日程を追加し、議事を進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、これより日程を追加して議事を進めることに決定いたしました。

---

◎追加日程第1 追加議案第1号 那須烏山市ふれあい交流体験館（本館加工体験施設）の指定管理者の指定について

◎追加日程第2 追加議案第2号 那須烏山市ふれあい交流体験館（ビニールハウス／ブルーベリー園）の指定管理者の指定について

○議長（水上正治君） 追加日程第1 追加議案第1号並びに追加日程第2 追加議案第2号の指定管理者の指定についての2議案を一括して議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました追加議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市ふれあい交流体験館指定管理者の指定についてであります。本市では平成18年9月1日より指定管理者制度を導入をいたしておりますが、今回、提案をさせていただきます

ふれあい交流体験館につきましても、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間の予定で、この指定管理者制度により管理協定の途中であります。

しかしながら、このふれあい交流体験館につきましては、現在の指定管理者であります財団法人那須烏山市農業公社との協定を本年3月31日をもって解除することになっております。したがって、本年4月1日以降の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、再度本館加工体験施設とビニールハウス／ブルーベリー園に分けて指定管理者を指定するものであります。

今回の指定管理者の選定につきましては、公募により募集をしたものでありまして、プロポーザル方式を採用し、指定管理者選定委員会で慎重に審査をし、最も適している団体を指定管理者として選定をいたしたところであります。

本案は、ふれあい交流体験館のうち本館加工体験施設の指定管理者の議会の議決を得るものであります。なお、基本仮協定につきましては、2月27日付締結をいたしております。この基本仮協定につきましては、那須烏山市議会におきまして議決を得まして有効となり、本協定となるものでございます。

詳細につきましては、副市長に説明をさせますので、慎重ご審議の上、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、追加議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本案は、那須烏山市ふれあい交流体験館の指定管理者の指定についてであります。ふれあい交流体験館につきましても追加議案第1号同様、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間の予定でこの指定管理者制度により管理協定の途中にあります。こちらにつきましても、現在の指定管理者であります財団法人那須烏山市農業公社との協定を本年3月31日をもって解除することになっております。したがって、本年4月1日以降の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、再度指定管理者を指定するものであります。

今回の指定管理者の選定につきましては、公募により募集したものでプロポーザル方式を採用し、指定管理者選定委員会で慎重に審査し、最も適する団体を指定管理者として選定をしたところであります。本案は、ふれあい交流体験館のうちビニールハウス／ブルーベリー園の指定管理者について議会の議決を得るものであります。なお、基本仮協定につきましても、本館加工体験施設同様2月27日付で締結いたしたところでございます。那須烏山市議会におきまして議決を得まして有効となり、本協定となるものでございます。

こちらも詳細につきましては、副市長に説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、副市長の補足説明を求めます。

副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） それでは、補足説明を申し上げたいと思います。

ふれあい交流体験館の運営につきましては、これまで議会議員の皆様初め市民の皆様にも多大なるご心配をおかけしておりましたことに対して、改めておわび申し上げたいと思います。

さて、追加議案第1号についてであります。ふれあい交流体験館のうち本館加工施設について、4月から指定管理者として社会福祉法人大和久福社会とすることといたしまして、議会の議決をお願いするものであります。

ふれあい交流体験館は加工施設とビニールハウス／ブルーベリー園がございますが、この管理につきましては先ほど市長の提案理由の説明のとおり、これまで農業公社を指定管理者として指定していたわけでございますが、締結協定の途中である本年3月31日をもって契約解除することになっております。

したがって、これを受け4月1日から指定管理者について提案型選定方式、いわゆるプロポーザルにより、新しい指定管理者の選考を行う次第であります。選考の経過について申し上げます。2月2日から20日まで公募したところでありますが、本館加工体験施設につきましては2者の応募がございました。

この応募者につきましては、2月26日、烏山庁舎会議室においてプレゼンテーション、事業計画、企画などの提示、説明を実施いたしました。また、このプレゼンテーションを初め書類審査等を慎重に審査、選考を行ったところでございます。

午前中のプロポーザルには、選考委員、これは私を含めて庁議メンバーの課長、ふれあい交流体験館所管施設、これは農政課長でございますが、これらの5名が出席して応募者への質疑応答、選定基準に基づく採点を行いました。

午後に指定管理者選定委員会、このメンバーにつきましては私とメンバー課長並びに施設等を管理をする課長が9名出席で開催いたしました。この9名の選定委員会の中、午前中行われた応募者のプレゼンテーション及び質疑応答の状況、5人の選定委員による採点結果等の報告、そして選定委員会委員からの意見、質疑等を行うなど、慎重に審査したところでございます。

選考に当たりましては、今後5年間、指定管理者制度の第一の目的でありますサービスのさらなる向上、そして施設設置の目的であります農産物、特産等の地域資源の有効活用、高付加価値化、そして都市農村交流に寄与していただくことを前提といたしまして選考したところでございます。

加工体験施設の指定管理者とする大和久福社会は、社会福祉法人として地域福祉に長年貢献してきておりますが、今回、新たな事業を展開することにより、さらなる地域貢献をしたいとの熱意がございました。また、事業の経理計画面におきましても、よく整理された資料の提示

がされているところでございます。

先ほど申し上げました選定委員は、応募者からの書類の審査、そしてプレゼンテーションにより、皆さんお手元にございますように施設の効用発揮、経費の節減、管理能力、総合評価の4点、15項目にわたり採点を行った次第でございます。

ご案内のとおり皆様に資料が行っているかと思いますが、85点を満点といたしまして選定委員5名の合計の平均点数が、大和久福社会は60点で他の1者を上回り、選定委員会においても全員一致をもって選定することに決定いたしました。決定いたしました大和久福社会につきましては、その目的に沿って取り組んでいただくものと確信してございます。

以上、長くなりましたが、選定委員会決定の経過について補足説明とさせていただきます。

続いて追加議案第2号でございます。ふれあい交流体験館のビニールハウス／ブルーベリー園につきまして、4月から指定管理者として大里いちご生産組合とすることとし、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者の公募に至る経緯、公募方法、選定過程、方法につきましては追加議案第1号と同様でございますので、重複いたしますので省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承賜りたいと思っております。

応募者につきましては2者ございました。追加議案第1号同様、2月26日にプレゼンテーションを実施して、またこのプレゼンテーションを初め選定委員による書類審査等慎重に審査、選考を行ったところでございます。

ビニールハウス、いわゆるいちご園、ブルーベリー園の指定管理者に選考いたしました大里いちご生産組合についてでございますが、イチゴ栽培につきましては生産組合の代表者初め経験豊富であることから適任であると決定いたしました。選定委員は応募者からの書類審査、そしてプレゼンテーションにより先ほど申しましたように、4点、15項目にわたり採点いたしたところでございます。

採点の結果、大里いちご生産組合が選定委員5人の平均点数、ご案内のとおり59.8点でございますので、他の1者を上回り、選定委員会においても全員一致をもって選定することに決定いたしました。

決定いたしました大里いちご生産組合につきましては、指定管理者としてその目的に沿って今後も取り組んでいただけるものと確信してございます。

以上、選定決定の経過等について補足説明させていただきました。よろしくご審議を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、この2つの案件は経済建設常任委員会に付託する予定となっておりますので、関係する常任委員会の議員については、質疑についてはご遠慮願いたいと思います。

それでは質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） まず、本館の加工体験施設についてお伺いします。

指定管理料、申請者那須アイサービスが300万円、社会福祉法人大和久福社会が240万円ということになっていますが、人件費と事務費、事業費、管理費等を足していきますと1,500万円ぐらいになっているんですが、これは差し引きますと相当の売上がある、利益があるという考え方で判断なのか。その辺をちょっと聞きたいと思います。こちらが約1,000万円ぐらいということですよ。

それと、この施設の中で平成21年4月1日以降の指定管理スペース分離図と書いてあるんですが、※の1、2、3ですが、共有施設ということになっていまして、経費負担については双方協議というようなことでありますけれども、こういういいかげんなことでいいんですか、これ。経費負担について双方協議するというのは。まずここについてちょっと聞きたいと思います。

それと、私はいつも言っていますように、最終的には補助金を出さないような格好で市の商品をPRできる、そういうところを選んでほしいなと私はいつも思っているんですが、あと契約期間についても5年ということですが、前の者が1年で終わっているわけですから、残り4年分に対してそういう指定管理者の期間を設定すべきかなと思うんです。また残りの4年分についてまた新たにやる。私はそのほうがいいと思ったんですが、何でそういう声が出ないのかな。その辺質問しますので答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） 順番が前後するかもしれませんが、まず、共有部分の経費の負担の部分でございますが、これにつきましては分割が難しいということで、ここにもありますように双方協議ということで募集という形で、一応受託者には了解を得ている。ご理解をいただきたいと思います。

那須アイサービスにつきまして、売上という形なんですけど、この加工施設については650万円を予定しているということでございます。そこに管理料300万円という形で950万円の範囲でやっていくというのがこのアイサービスの収支の考え方でございます。

パンにつきましてはもう1者、大和久福社会につきましては、売上のほうは792万円という形でそのほかに訓練費というものを県のほうからいただける。それが630万円ほど入って

いるということで、そこへ指定管理料を240万円という形で1,666万9,000円という形でやっていくということでございます。それが収支の考え方でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 委託費の問題でございます。平成21年度につきましてはご案内のとおり金額で委託を受けるということで大和久福社会があるわけでございますが、今後経営改善なり、ほかの事業も含めてそういった改善がされれば、当然平成22年度、平成23年度と5年間今後続くわけでありますが、そういった委託費については協議しながら、これはゼロにしていくというのが目標でございます。プロポーザルのときにも当然2者に対してもそういうお話はしてございます。これが努力目標でありまして、なるべくそういうことに近づいていただけるよう今後努力をお願い申し上げたいと思ってお話してございます。

なお、この資料の中には大和久福社会のほうは基本的には加工施設を今のパンを含めて事業をやっていくという、大和久福社会は身体障害者の自立支援が大変厳しくなっておりますので、自立をしなければならないということも含めて、そういう方の社会復帰と申しますか、社会で同等におつきあいできる、そういった訓練施設でもあるということもお含みいただきたいと思っております。

それから、那須アイサービスのほうは、あそこの施設を使って当面農産物の加工の試作品をつくって、それが本格的に軌道に乗れば、漬け物加工等をやっていきたいということで、平成21年度についての具体的なこれをつくって、こういうものをやるというものは見受けられない。とりあえず地域の農家等の協力をいただきながら、そういった農作物の加工をやっていきたいということで、そこら辺の差がございました。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） わかりました。知的障害者の自立を目指していかなくちゃならないということですが、指定管理者制度もやはり自立していかなくちゃならないのではないかなと私は思うんですね。確かに将来ゼロを目途として補助金を減額していくという考え方、その辺で今後はよく指導していただきたいと思っております。

1つお願いしたいのは、県からの補助金もいただいて市からの補助金もいただいて、それも運営費に充てていくということが果たしていいのかなと思っております。

もう一つお願いしたいのは、この3つの館が受託者に一応了解を得ているということですが、やはり市のほうでその行司役はしてもらいたいと思います。電気料とか水道料とかそういう経費の関係の話だと思いますので、行司役をきちっとして今までの資料も当然あるでしょうから、

その辺でとにかく1年でやめるというようなことがないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 先ほど申しましたように、一日も早く自立して市の管理委託料がないようにするのがよろしいわけでございますので、そのように大和久福社会のほうに努力いただけるようにお話を申し上げたいと思います。

2点目にございました訓練等給付金、これはやはり障害者のそういった方の訓練費は出てまいりますので、そういった補助事業の費用がまいりますので、その費用も大和久福社会としては有効利用したいということがありますので、これについてはその制度上でありますので、お金をいただいてこういったものを運営していくということでございますので、それは問題ないのではないかなと思ってございます。

それから3点目の経費の区分については先ほど中山課長から答弁がございましたように、それは今後はっきりしていきたいと考えてございます。

○1番（松本勝栄君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 2つ目の交流館のほうの案件であります、ビニールハウスとブルーベリー園という表示であります。まず、通称観光いちご園と呼ばれていたんですが、観光いちご園という名称を避けてビニールハウスとブルーベリー園という表現になっていきますので、何か意味があるのかどうかを1点。

それに大里いちご生産組合とありますが、これはいつごろ設立され、さらに構成員はどんなふうになっているのかという点であります。他人も入っての構成なのか。あるいは家族だけの構成なのか。

支出内訳を足しますと1,160万円ぐらいになるようでありまして、指定管理料を差し引きましても900万円以上の売上を上げないと成り立たないように思われるんですが、今回指定管理を受けようとするビニールハウス、すなわちイチゴだと思んですが、イチゴとブルーベリーそれぞれの売上はどのような計画をされているのか。まず、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） ただいまの質問にお答えいたします。まず、表現の意味でございますが、あそこはビニールハウスと言いますのは現在イチゴが入っておりますが、極端な言い方をすれば、あそこのビニールハウスを利用して農作物をつくるというのが基本でございます。

して、例えばトマトでも花でもそれはいいというのはございます。ただ、現実にイチゴがございまして、イチゴでやっていたらということでございます。ですから、極端に言いますと、4月から花やるんだということで、この指定管理料の中で設置目的にあります都市との交流とかそういうことに合致すれば、それはそれでいいんですけども、現実には今言ったようにイチゴがあるということから、イチゴで公募していただいたということでございます。

2番目の構成員につきましては、設立は2月1日になっております。4名の方で、これは家族ということではなくて荒川南部土地改良区の組合員の一部の方で構成されております。大里生産組合の大里の方でございます。

3点目、売上につきましては、収支予算書におきましてはイチゴの中で900万円という形になってございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 支出内訳を足しますと指定管理料を差し引くと900万円ですから、900万円の売上でよろしいかと思いますが、課長の説明ですとイチゴ100%ということですね。ブルーベリーとかイチゴ以外の作物に転換する計画は平成21年度は計画書では見えないということによろしいんですね。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） 現在の計画では予算上はイチゴ100%でいくということでございます。

○議長（水上正治君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 現在も個人としましてはいちご園、10何アールかやられているようではありますが、これとの収支の計画は分離されているわけで、新たな部分のみでの先ほどの売上計画が900万円ということに当然なろうかと思うんですが、そう理解してよろしいわけですか。

それと、構成員の中に4名ということですが、一部ちょっと聞いた情報ですと他市町のほうへ勤められていた経験者がいるというお話も聞いたんですけども、それも含めてもしわかっていたらご説明をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） いずれもご質問のとおりでございます。ということでございます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 時間もないうだから簡単に聞きますが、本館加工施設パン工

房、パンのほうは何とかやっつけていけないのではないか。これは補助金が両方で1,300万円ぐらいですね。そこへ来て指定管理料が240万円ですから、年間約140万円売り上げれば何とかやっつけていける。300日にしたって1日1万円を売り上げても300万円になるわけだから。これは何とか運営ができると思います。しかし、問題の今言ったブルーベリーの、それは何平米あるんですか。あるいは何坪、1反歩とか2反歩とか。この面積。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） ブルーベリーのほうにつきましては1反歩でございます。イチゴのほうは3反歩でございます。（「2つの種類がビニールハウスに入っているわけですか」の声あり）いや、別でございます。（「別なの。この図面を見るとブルーベリー園というのがあって、イチゴがね」の声あり）

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） ブルーベリーにつきましては、この図面の左手のほうでございます、実質的には。この図面の下に③のビニールハウスが、ブルーベリー園ですか、これは1つの言葉として書いておりましたので、ちょっとややこしくて申しわけございません。③のビニールハウス／ブルーベリー園というのは1つの言葉でございまして、この先がイチゴのビニールハウスになってございます。

本当のブルーベリー園だけはこの左手のほうに1反歩あるということでございます、場所といたしましては。

以上です。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） そうすると、施設のほうのパン工房のほうはこれから売り上げを伸ばしていけば指定管理料の減額ができるんじゃないのか。これが1日大体1万円、300日営業するにしてもこれは意外と早く管理料が少なくなる。だから、これに関しては非常にいいと、そんな予測をするんですが。

もう一つのイチゴ園のほう、これは3反歩ありますが、イチゴだけで300万円売り上げなくてはならない。そこへきてブルーベリーというのは1反歩どのぐらいの売上があるのか。そうすると、これも営業がなくなる。指定管理料をもらっても900万円かかるわけだから、このときに前と同じように農業公社と同じようにもうやめたとなる可能性はないのか。その人たちがどれぐらいの今までの経験上、今までイチゴ園をやっているわけだから、1反歩どれぐらいあったのかということ、これは施設の効用発揮ということで2番目にある収入見積もりの算定は適切かということで、この中身を聞きたい。既にイチゴ園をやっているわけだから。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） まず、ビニールハウス／ブルーベリー園となっておりますが、ブルーベリー園のほうの収入は、ここ2、3年はそれほどまだ見込めないのではないかと考えております。イチゴのほうにつきましては、1反歩300万円以上を当然目指す。現在、振興事務所などに聞きますと、一般の農家は400万円を超える額を売り上げているということで当然ペイできるという判断をいただいております。

以上です。

○議長（水上正治君） 休憩いたします。

休憩 午後 5時55分

再開 午後 5時59分

○議長（水上正治君） この後、経済建設常任委員会に付託するということもありますので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の追加議案第1号、追加議案第2号については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第1号、追加議案第2号は経済建設常任委員会に付託いたします。

---

○議長（水上正治君） 長時間にわたりましたがけれども、以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

〔午後 6時00分散会〕